

向日市地域防災計画

【事 故 対 策 編】

- | | |
|---------------|---------------|
| 1) 航空災害対策計画 | 2) 鉄道災害対策計画 |
| 3) 道路災害対策計画 | 4) 危険物等災害対策計画 |
| 5) 大規模火災対策計画 | 6) 広域停電事故対策計画 |
| 7) 広域断水事故対策計画 | 8) 原子力災害対策計画 |
| 9) その他の事故対策計画 | |

- ◇ 平成16年 8 月 25日制定
- ◇ 平成17年 8 月 19日修正
- ◇ 平成18年 8 月 26日修正
- ◇ 平成19年 8 月 28日修正
- ◇ 平成20年 8 月 19日修正
- ◇ 平成21年 8 月 19日修正
- ◇ 平成26年 3 月 26日修正
- ◇ 平成27年 3 月 25日修正
- ◇ 平成30年 3 月 23日修正
- ◇ 平成31年 3 月 20日修正
- ◇ 令和 2 年 3 月 27日修正
- ◇ 令和 3 年 3 月 31日修正
- ◇ 令和 4 年 3 月 17日修正
- ◇ 令和 5 年 2 月 13日修正
- ◇ 令和 6 年 3 月 26日修正
- ◇ 令和 7 年 3 月 26日修正

向日市防災会議

向日市地域防災計画（事故対策編）目次

1) 航空災害対策計画

第1編 総則	1- 1
第1章 計画の目的	1- 1
第2章 計画の修正	1- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1- 1
第4章 航空運送事業者の責務	1- 3
第5章 広域的な活動体制	1- 3
第2編 予防計画	1- 4
第1章 情報連絡体制の整備	1- 4
第2章 防災活動体制の整備	1- 4
第3編 応急対策計画	1- 7
第1章 応急活動体制	1- 7
第1節 向日市の活動体制	1- 7
第2節 関係防災機関の活動体制	1- 7
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	1- 8
第3章 広報・広聴	1- 9
第4章 搜索、救助・救急、医療及び消火活動	1-10
第5章 避難対策	1-11
第6章 交通及び輸送対策	1-11
第7章 自衛隊派遣要請	1-12
第4編 災害復旧計画	1-13

2) 鉄道災害対策計画

第1編 総則	2- 1
第1章 計画の目的	2- 1
第2章 計画の修正	2- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2- 1
第4章 事故原因者等の責務	2- 2
第5章 広域的な活動体制	2- 3
第2編 予防計画	2- 4
第1章 情報連絡体制の整備	2- 4
第2章 防災活動体制の整備	2- 5
第3章 鉄道事業者の措置	2- 6

第3編 応急対策計画	2- 8
第1章 応急活動体制	2- 8
第1節 向日市の活動体制	2- 8
第2節 鉄道事業者の活動体制	2- 8
第3節 関係防災機関の活動体制	2- 9
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	2- 9
第3章 広報・広聴	2-10
第4章 救助・救急、医療及び消火活動	2-11
第5章 避難対策	2-12
第6章 交通及び輸送対策	2-13
第7章 自衛隊派遣要請	2-14
第4編 災害復旧計画	2-15

3）道路災害対策計画

第1編 総則	3- 1
第1章 計画の目的	3- 1
第2章 計画の修正	3- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3- 1
第4章 事故原因者等の責務	3- 3
第5章 広域的な活動体制	3- 3
第2編 予防計画	3- 4
第1章 情報連絡体制の整備	3- 4
第2章 防災活動体制の整備	3- 5
第3章 道路管理者の措置	3- 6
第3編 応急対策計画	3- 8
第1章 応急活動体制	3- 8
第1節 向日市の活動体制	3- 8
第2節 道路管理者の活動体制	3- 8
第3節 関係防災機関の活動体制	3- 9
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	3- 9
第3章 広報・広聴	3-11
第4章 救助・救急、医療及び消火活動	3-12
第5章 避難対策	3-13
第6章 交通及び輸送対策	3-13
第7章 自衛隊派遣要請	3-14
第4編 災害復旧計画	3-15

4) 危険物等災害対策計画

第1編 総則	4- 1
第1章 計画の目的	4- 1
第2章 計画の修正	4- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4- 1
第4章 事故原因事業者等の責務	4- 3
第5章 広域的な活動体制	4- 3
第2編 予防計画	4- 4
第1章 情報連絡体制の整備	4- 4
第2章 防災活動体制の整備	4- 5
第3章 危険物等保安措置	4- 6
第3編 応急対策計画	4-14
第1章 応急活動体制	4-14
第1節 向日市の活動体制	4-14
第2節 事業者の活動体制	4-14
第3節 関係防災機関の活動体制	4-15
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	4-15
第3章 危険物等事故の拡大防止活動	4-16
第4章 広報・広聴	4-17
第5章 救助・救急、医療及び消火活動	4-18
第6章 避難対策	4-19
第7章 交通及び輸送対策	4-19
第8章 環境保全計画	4-20
第4編 災害復旧計画	4-21

5) 大規模火災対策計画

第1編 総則	5- 1
第1章 計画の目的	5- 1
第2章 計画の修正	5- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5- 1
第4章 広域的な活動体制	5- 2
第2編 予防計画	5- 3
第1章 情報連絡体制の整備	5- 3
第2章 防災活動体制の整備	5- 4
第3章 向日市の措置	5- 5
第4章 関係機関の措置	5- 6

第3編 応急対策計画	5- 9
第1章 向日市の活動体制	5- 9
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	5- 9
第3章 広報・広聴	5-10
第4章 消火活動	5-11
第5章 救助・救急活動	5-12
第6章 避難対策	5-13
第7章 交通及び輸送対策	5-13
第8章 自衛隊派遣要請	5-14
第4編 災害復旧計画	5-15

6）広域停電事故対策計画

第1編 総則	6- 1
第1章 計画の目的	6- 1
第2章 計画の修正	6- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6- 1
第4章 広域的な活動体制	6- 2
第2編 予防計画	6- 3
第1章 情報連絡体制の整備	6- 3
第2章 防災活動体制の整備	6- 3
第3章 関西電力送配電株式会社の措置	6- 4
第3編 応急対策計画	6- 6
第1章 応急活動体制	6- 6
第1節 向日市の活動体制	6- 6
第2節 関西電力送配電株式会社の活動体制	6- 6
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	6- 7
第3章 広報・広聴	6- 8
第4章 救助・救急及び医療活動	6- 9
第5章 避難対策	6- 9
第6章 交通及び輸送対策	6-10
第4編 災害復旧計画	6-11

7) 広域断水事故対策計画

第1編 総則	7- 1
第1章 計画の目的	7- 1
第2章 計画の修正	7- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7- 1
第4章 広域的な活動体制	7- 2
第2編 予防計画	7- 3
第1章 情報連絡体制の整備	7- 3
第2章 防災活動体制の整備	7- 3
第3章 広域断水事故の備え	7- 4
第1節 応急給水の備え	7- 5
第2節 応急復旧への備え	7- 5
第3節 防災意識の啓発	7- 6
第4節 防災訓練	7- 6
第3編 応急対策計画	7- 7
第1章 応急活動体制	7- 7
第1節 向日市の活動体制	7- 7
第2節 被害状況の調査	7- 8
第3節 応急給水対策	7- 8
第4節 応急復旧対策	7- 8
第5節 広報・広聴活動	7- 8
第6節 関係機関への協力要請	7- 9
第4編 災害復旧計画	7-11

8) 原子力災害対策計画

第1編 総則	8- 1
第1章 計画の目的	8- 1
第2章 計画の修正	8- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8- 1
第2編 原子力災害対策	8- 3
第1章 福井県内の原子力発電所で事故が発生した場合の対応	8- 3
第2章 原子力防災に関する知識の普及・啓発と教育の推進	8- 3
第3編 広域一時滞在	8- 5

9) その他の事故対策計画

第1編 総則	9- 1
第1章 計画の目的	9- 1

事故対策編

航空災害対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、航空運送事業者等が運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「突発的航空事故」という。）に、迅速な搜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、向日市地域防災計画一般対策編（以下「一般対策編」という。）第 1 編第 1 章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第 2 章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画・一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的航空事故に関し防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編第 1 編第 1 章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

(1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営

- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (6) 京都府又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 一般社団法人乙訓医師会に対する応援要請

2 乙訓消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 火災・消防警戒区域の設定

3 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒態勢又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 大阪航空局（大阪空港事務所）等関係防災機関への協力要請
- (4) 大阪航空局（大阪空港事務所）等関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に関する活動の要請

4 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 遭難航空機の捜索
- (4) 被災者の救出・救助
- (5) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視及び身元の確認
- (8) 行方不明者の捜索
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

5 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- (1) 所管の応急対策の実施
- (2) 京都府及び市町村等との協力・連携

第4章 航空運送事業者の責務

航空運送事業者の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 向日市、乙訓消防組合、大阪航空局、向日町警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び向日市との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 遭難航空機の搜索、乗客等の搜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問い合わせへの対応
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から防災関係機関等との連絡を密にし、突発的な航空事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確立するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第 2 編 予防計画

第 1 章 情報連絡体制の整備

第 1 情報収集・連絡体制の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、突発的航空事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急体制が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

第 2 情報通信手段の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編第 2 編第 1 章第 11 節「災害通信整備計画」に基づき、突発的航空事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第 3 情報の分析及び整理

向日市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の分析及び整理に努めるものとする。

第 4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般対策編第 2 編第 1 章第 1 節「気象予警報等の伝達計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第 5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じての情報伝達

災害や大規模な事故発生時に自治会長などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。

また、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

第 2 章 防災活動体制の整備

第 1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 搜索、救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、京都府及び医療機関は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

また、医療機関は、事故災害時等においては、保有する医薬品、医療器材を提供し、医療救援活動に協力する。

3 消火活動

乙訓消防組合は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署、国土交通省京都国道事務所等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

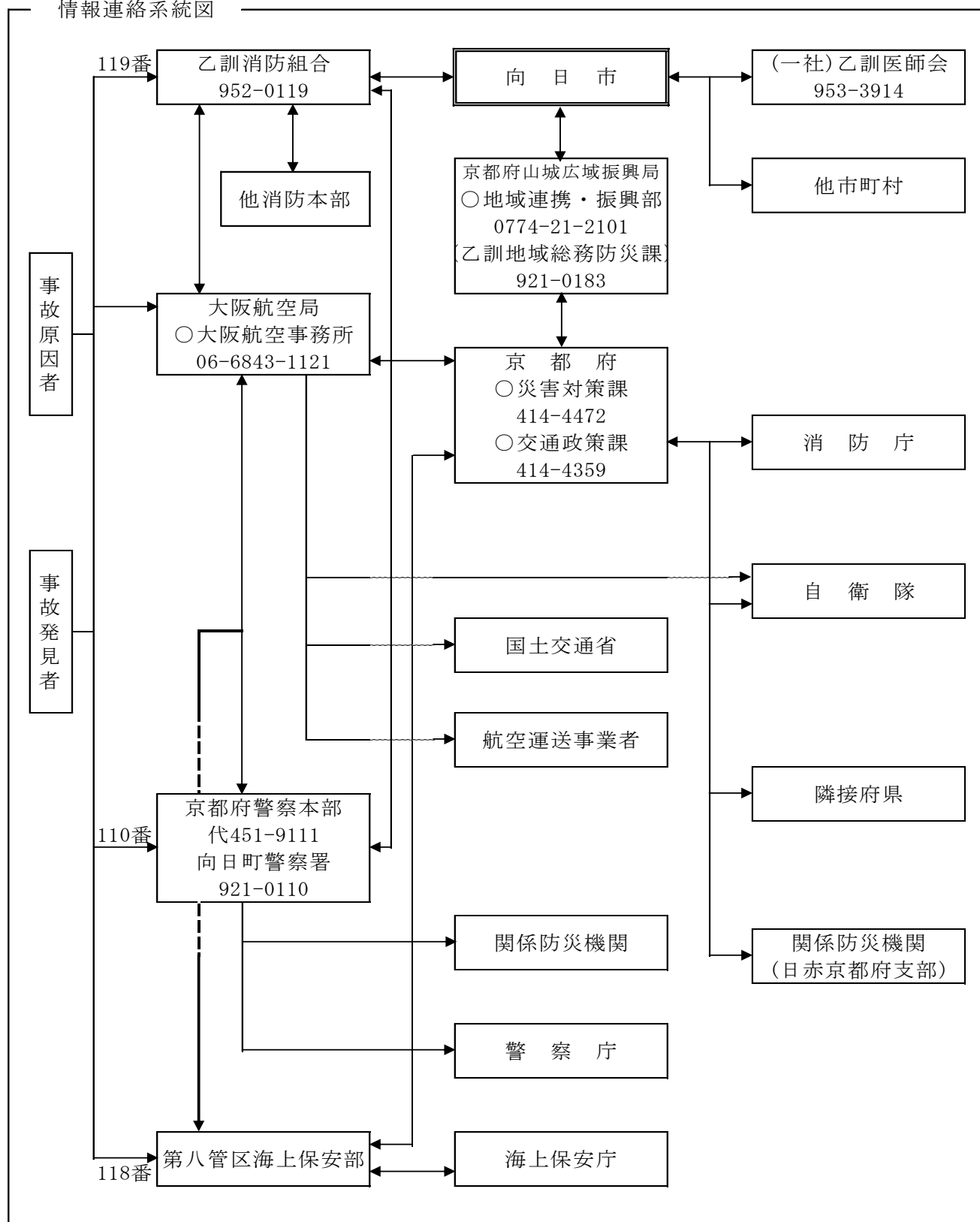
3 向日町警察署は、実施した交通規制の周知を図る。

第5 避難地及び避難路の整備

1 向日市は、突発的航空事故現場周辺の住民を安全な場所に避難又は収容させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、その整備に努める。

2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

情報連絡系統図



第 3 編 応急対策計画

第 1 章 応急活動体制

第 1 節 向日市の活動体制

第 1 責務

向日市は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般対策編第 3 編第 1 章第 2 節の定めるところにより、向日市航空機事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係機関及び区域内の公共の団体、住民等の協力を得ながら、相互連携のもとに、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第 2 活動体制

一般対策編第 3 編第 1 章第 2 節によるほか、次のとおりとする。

1 航空事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的航空事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、航空事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は事故対策本部を設置する。（本部長：市長）

2 航空事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織要員

航空事故警戒体制の組織及び要員については一般対策編第 3 編第 1 章第 2 節に定める標準動員表を基準とする。

第 2 節 関係防災機関の活動体制

第 1 責務

関係防災機関は、突発的航空事故の発生により、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、向日市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第 2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集及び伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119 番通報、110 番通報、航空運送事業者等、大阪航空局からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的航空事故の発生により、被害が発生又は発生のおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 航空運送事業者

(1) 航空運送事業者は、自己の運航する航空機について向日市上空又は付近において緊急事態又は事故が発生したときは、速やかに、向日市、乙訓消防組合、京都府、大阪航空局、向日町警察署等関係防災機関に連絡する。

(2) 被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、向日市、乙訓消防組合、京都府等関係防災機関に連絡する。

3 向日市

(1) 向日市及び乙訓消防組合は、向日市上空又は付近において、突発的航空事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「災害による被害報告について（昭和45年4月10日・消防防第246号消防庁長官）」及び「火災・災害等即報要領について（昭和59年10月15日・消防防第267号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接、消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料3-5、3-6】

4 京都府

(1) 京都府は、大阪航空局から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

(2) 京都府は、向日市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

(3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

5 向日町警察署

警察は、ヘリコプター等を出動させ、目視、撮影等により被害規模の把握を行い、向日市、乙訓消防組合、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第2 通信手段の確保

1 突発的航空事故発生時の通信連絡

向日市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その

他の事故応急対策に必要な指示、命令等は加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

第 3 章 広報・広聴

第 1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第 2 向日市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否確認
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第 3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模や、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に対し、特に報道の協力を行う。
- 2 広報番組（テレビ、ラジオ）、広報紙、チラシ等を利用すること。
- 3 インターネットを利用すること。

第 4 広聴活動の実施

- 1 航空運送事業者等は、避難場所等に航空事故に関わる臨時相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的航空事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなど適切な対応を図る。

第4章 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

搜索、救助・救急活動及び医療救護活動は、一般対策編第3編第1章第16節によるほか、消火活動については、一般対策編第3編第1章第7節及び第11節の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

第1 搜索、救助活動

向日市、乙訓消防組合、向日町警察署は、突発的航空事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に搜索、救助活動を行う。

1 情報の収集及び共有

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、航空運送事業者、大阪航空局等からの通報により、被害状況を早期に把握し、搜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 応援要請

向日市、乙訓消防組合及び向日町警察署は、突発的航空事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材等に対応できないと予想される場合は、京都府、近隣の市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係防災機関等の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、乙訓消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、向日市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

向日市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に現地救護所を設置し、状況に応じ、一般社団法人乙訓医師会の支援を得て、負傷者の収容及び応急手当等を行う。

また、乙訓消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 消火活動

乙訓消防組合は、航空機火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、必要な人員装備品を整え、消火活動を行うものとする。

第5章 避難対策

突発的航空事故発生時の向日市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般対策編第3編第1章第15節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

向日市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や災害現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

向日市は、必要に応じ避難場所を開設し、避難者を収容し、良好な運営管理に努めるものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所については、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的航空事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般対策編第3編第1章第5節及び第6節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取り交通規制を行い、直ちに向日市航空機事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、道路の破損決壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び向日町警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般対策編第3編第1章第5節「道路等の緊急確保」の定めるところによる。

第7章 自衛隊派遣要請

突発的航空事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般対策編第3編第1章第14節「応援、派遣の要請等」によるものとする。

第 4 編 災害復旧計画

突発的航空事故の災害復旧計画は、一般対策編第 4 編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第 1 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に災害を復旧するとともに、向日市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第 2 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

鉄道災害対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、列車の脱線、衝突、火災等鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下、「突発的鉄道事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、鉄道事業者（軌道事業者を含む。以下「鉄道事業者」という。）、向日市地域防災計画一般対策編（以下「一般対策編」という。）第 1 編第 1 章に規定する防災関係機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「防災関係機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第 2 章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画・一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的鉄道事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第 1 編第 2 章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営
- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報

- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (6) 一般社団法人乙訓医師会に対する応援要請

2 乙訓消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消火活動
- (4) 火災・消防警戒区域の設定

3 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療関係機関等に対する活動の要請

4 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び踏切等の交通規制
- (5) 鉄道関係機関と連携した二次災害防止
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視及び身元の確認
- (8) 行方不明者の搜索
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

5 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社及び阪急電鉄株式会社）

- (1) 事故状況の収集・把握及び国土交通省等への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 乗客の避難及び負傷者等への救出、救護
- (4) 二次災害の防止及び鉄道施設の復旧

第4章 事故原因者等の責務

突発的鉄道事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）及び事故発見者は、向日市、乙訓消防組合、京都府、鉄道事業者、向日町警察署等関係防災機関に対し、事故状況の迅速かつ的確な通報を行うものとする。

第5章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、突発的鉄道事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確立するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

鉄道事業者、向日市、京都府等関係防災機関は、突発的鉄道事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、道路施設及び交通確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり。）

第2 情報通信手段の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編第2編第1章第11節「災害通信整備計画」に基づき、突発的鉄道事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 向日市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 鉄道事業者は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般対策編第2編第1章第1節「気象予警報等の伝達計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じたの情報伝達

災害や大規模な事故発生時に自治会長などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。
また、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し職員に周知するとともに訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

また、医療機関は、事故災害時等においては、保有する医薬品、医療器材を提供し、医療救援活動に協力する。

3 消火活動

乙訓消防組合は鉄道事業者と、平常時より、機関相互間の連携強化を図るとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署、近畿運輸局等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

3 向日町警察署は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

第5 避難地及び避難路の整備

1 向日市は、突発的鉄道事故現場周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第3章 鉄道事業者の措置

鉄道事業者は、突発的鉄道事故の発生に備え、一般対策編第2編第1章第2節「交通施設防災対策」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

1 気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

2 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

3 点検の実施

土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、線路防護施設の定期的な点検を行うとともに、事故により本線を走行する列車の運転に支障が生じるおそれがあるときは、当該線路の監視に努める。

4 職員の教育体制の整備・充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練と教育内容について、教育効果の向上を図るとともに、定期的に科学的な適性検査の実施に努める。

5 防災訓練の充実

鉄道事業者は、突発的鉄道事故に際して、平常時より防災関係機関等と連携した実践的な訓練を実施し、鉄道防災体制の強化に努める。

6 鉄道施設の整備促進

踏切道の立体交差化の整備、列車集中制御装置（ＣＴＣ）、自動列車停止装置（ＡＴＳ）等運転保安設備の整備・充実に努める。

※ ＣＴＣ（列車集中制御装置）：運輸司令所に全列車の運行情報を収集し、各駅の信号やポイントを集中制御する装置

ＡＴＳ（自動列車制御装置）：列車又は車両の運転に関して、信号現示の誤認等があった場合に、自動的にブレーキを作動させて停止信号の手前に停止させる装置。

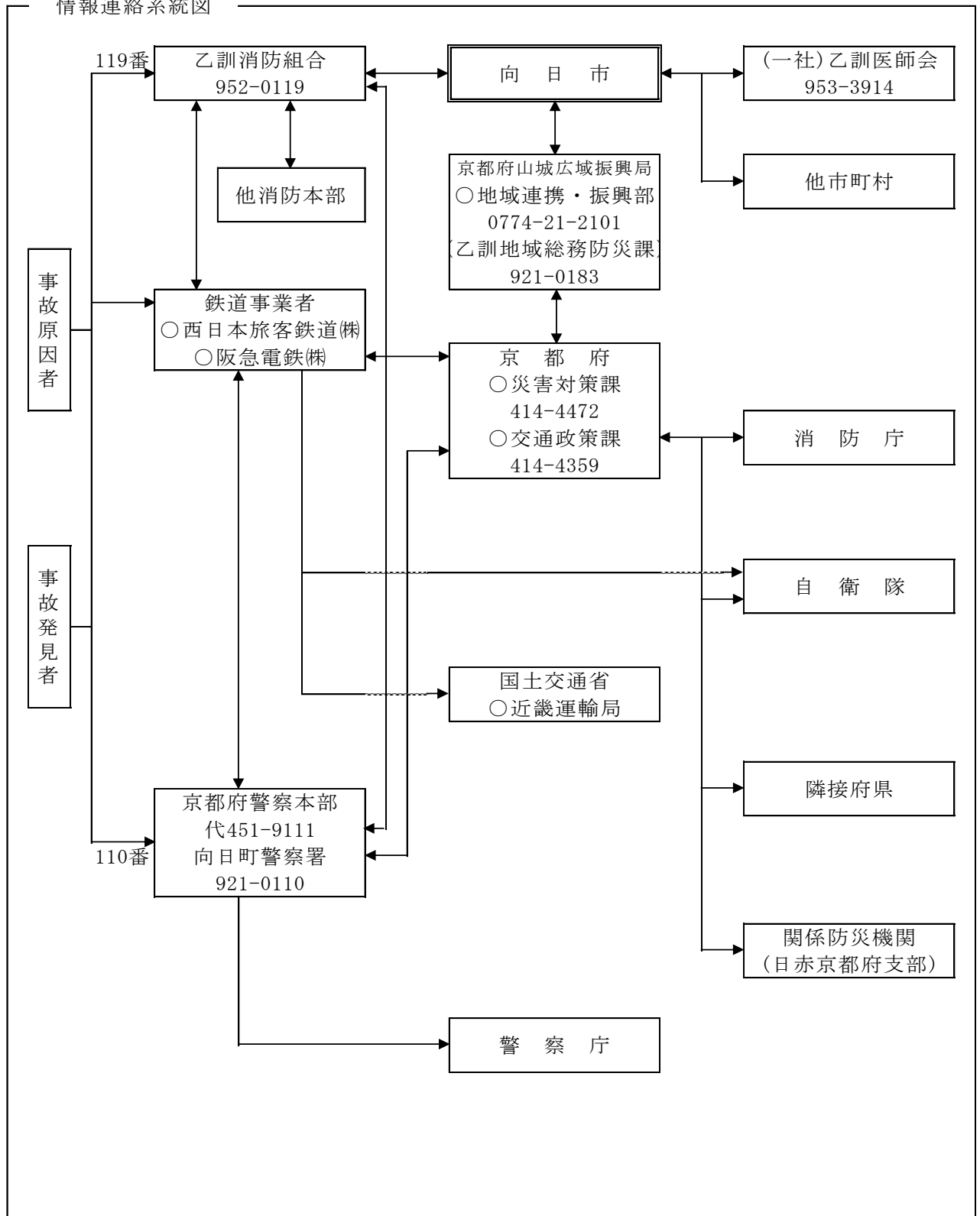
7 各種資料の整備・保存

円滑な災害復旧を図るため、施設、車両の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

8 防災知識の普及啓発

踏切等における自動車の衝突、置石等による列車脱線等の事故防止のため、交通安全等の普及啓発を図る。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 向日市の活動体制

第1 責務

向日市は、市内で突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般対策編第3編第1章第2節の定めるところにより、向日市鉄道事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般対策編第3編第1章第2節によるほか、次のとおりとする。

1 鉄道事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的鉄道事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、鉄道事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は事故対策本部を設置する。（本部長：市長）

2 要員

鉄道事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員鉄道事故警戒体制の組織及び要員については一般対策編第3編第1章第2節に定める標準動員表を基準とする。

第2節 鉄道事業者の活動体制

第1 責務

突発的鉄道事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、向日市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

1 突発的鉄道事故が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止を図るため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を確保するとともに、社員の非常参集、対策本部の設置

等、必要な体制をとる。

- 2 突発的鉄道事故が発生した場合は、巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。
- 3 突発的鉄道事故が発生した場合、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に行えるよう、道路交通の混乱防止のため、京都府警察本部等に協力要請を行う。
- 4 突発的鉄道事故が発生し、運行不能となった場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段を確保する。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

突発的鉄道事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、向日市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとし、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、向日市は、直接消防庁に連絡する。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 鉄道事業者

- (1) 鉄道事業者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに

向日市、乙訓消防組合、国土交通省（近畿運輸局）、京都府向日町警察署等関係防災機関に連絡する。

- (2) 鉄道事業者は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、国土交通省（近畿運輸局）等関係防災機関に連絡する。

3 向日市

- (1) 向日市及び乙訓消防組合は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「災害による被害報告について（昭和 45 年 4 月 10 日・消防防第 246 号消防庁長官）」及び「火災・災害等即報要領について（昭和 59 年 10 月 15 日・消防防第 267 号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料 3-5、3-6】

4 京都府

- (1) 京都府は、鉄道事業者等から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。
- (2) 京都府は、向日市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。
- (3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

5 向日町警察署

警察は、ヘリコプター等を出動させ、目視、撮影等により被害規模の把握を行い、向日市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第 2 通信手段の確保

1 突発的鉄道事故発生時の通信連絡

向日市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

第 3 章 広報・広聴

第 1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 向日市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 交通規制の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模今後の動向を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ、ラジオ）、広報紙、チラシ等を利用すること。
- 3 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 鉄道事業者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的鉄道事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救急活動及び医療救護活動は、一般対策編第3編第1章第16節の定めるところによる。
また、消火活動については、一般対策編第3編第1章第7節及び第11節の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

第1 救助活動

向日市、乙訓消防組合、向日町警察署及び鉄道事業者は、突発的鉄道事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府及び向日町警察署は、119 番通報及び 110 番通報、鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 鉄道事業者の救助活動

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。

3 向日市、乙訓消防組合、向日町警察署の救助活動

突発的鉄道事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材等に対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、乙訓消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、向日市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

向日市、乙訓消防組合は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、一般社団法人乙訓医師会等の支援を得て、負傷者の応手当等を行う。

また、乙訓消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 消火活動

乙訓消防組合は、鉄道火災を知ったときは、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、鉄道事業者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

第5章 避難対策

突発的鉄道事故発生時の向日市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般対策編第3編第1章第15節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

向日市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在地、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

向日市は、必要に応じ避難場所を開設し、避難者を収容し、良好な管理運営に努めるものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的鉄道事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般対策編第3編第1章第5節及び第6節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、互いに密接な連絡を取り交通規制を行い、直ちに、向日市鉄道事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び向日町警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般対策編第3編第1章第5節「道路等の緊急確保」の定めるところによる。

第 7 章 自衛隊派遣要請

突発的鉄道事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般対策編第 3 編第 1 章第 14 節「応援、派遣の要請等」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的鉄道事故の災害復旧計画は、一般対策編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

鉄道事業者は、関係機関と協力し、鉄道施設被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、向日市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

鉄道事業者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

道路災害対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及び地下道等道路施設の被災等の大規模な事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「突発的道路事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、向日市地域防災計画一般対策編（以下「一般対策編」という。）第 1 編第 1 章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）、関係団体及び事故原因者が密接な連携を図り、直ちに取るべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第 2 章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画・一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的道路事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編第 1 編第 1 章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営
- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報

- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (6) 京都府又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 一般社団法人乙訓医師会に対する活動要請

2 乙訓消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 火災・消防警戒区域の設定

3 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

4 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の搜索
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

5 近畿地方整備局京都国道工事事務所

- (1) 道路パトロールカー等による事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 事故発生時の道路通行禁止、制限及び道路交通の確保
- (4) 直轄道路施設の二次災害の防止及び復旧

6 西日本高速道路㈱

- (1) 道路パトロールカー等による名神高速道路の事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 名神高速道路における事故発生時の道路通行禁止、制限及び道路交通の確保
- (4) 名神高速道路の二次災害の防止及び復旧

第4章 事故原因者等の責務

突発的道路事故発生の原因となった責任者（以下、事故原因者等」という。）の主要な責務は次のとおりとする。

- 1 消防、警察等関係機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び向日市との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 乗務員等の捜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問い合わせへの対応
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、突発的道路事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確立するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

向日市、乙訓消防組合、京都府、近畿地方整備局京都国道工事事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、突発的道路事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大を防止し、地域住民、道路施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり。）

第2 情報通信手段の整備

向日市、京都府、近畿地方整備局京都国道工事事務所等の道路管理者及び防災関係機関は、一般対策編第2編第1章第11節「災害通信整備計画」に基づき、突発的道路事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。突発的道路事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 向日市、京都府、近畿地方整備局京都国道工事事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集、整理に努めるものとする。
- 2 道路管理者は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に解析するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般対策編第2編第1章第1節「気象予警報等の伝達計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じた情報伝達

災害や大規模な事故発生時に自治会長などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。
また、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

乙訓消防組合は京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者と、平常時より、機関相互間の連携強化を図るとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 危険物流出防除体制の整備

向日市、京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署、近畿地方整備局京都国道事務所等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

3 向日町警察署は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

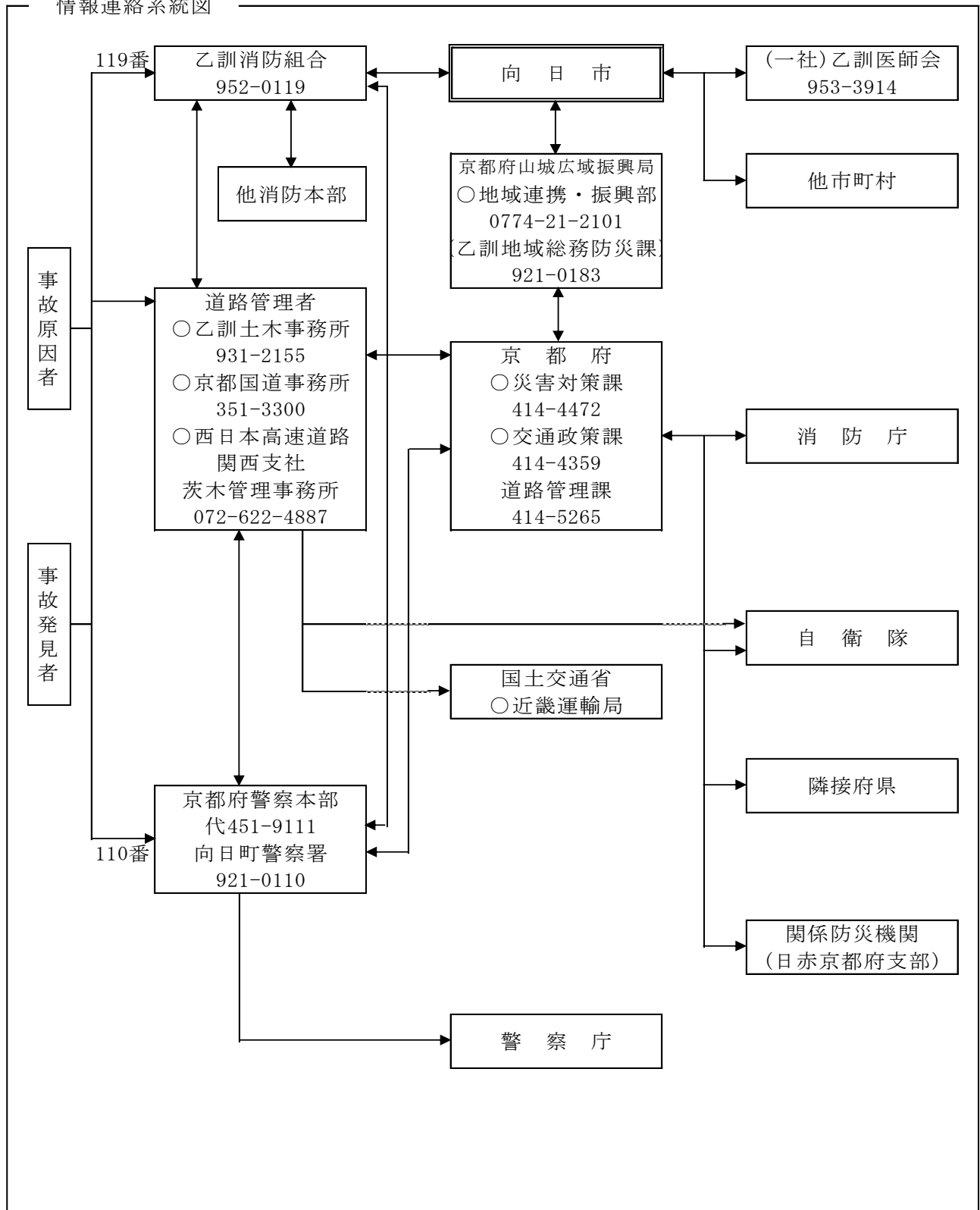
- 1 向日市は、突発的道路事故現場周辺の住民を安全な場所に避難又は収容させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、その整備に努める。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮をするものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第3章 道路管理者の措置

道路管理者は、突発的道路事故の発生に備え、一般対策編第2編第1章第2節「交通施設防災対策」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

- 1 気象情報の活用
京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。
- 2 再発防止対策の実施
過去の事故原因のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。
- 3 点検の実施
道路パトロールカー等により道路施設の現況把握、定期的な点検を踏まえ、再発防止対策を実施する。
- 4 防災訓練の充実
突発的道路事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための実践的な訓練を実施する。
- 5 道路施設の整備促進
主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を含めた道路防災対策事業等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的・総合的に実施する。
- 6 各種資料の整備・保存
円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- 7 防災知識の普及啓発
道路利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 向日市の活動体制

第1 責務

向日市は、市内で突発的道路事故が発生し、被害が発生又は発生のおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般対策編第3編第1章第2節の定めるところにより、向日市道路事故対策本部等を設置し、京都府関係道路管理者、他の市町村等関係防災機関並びに公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般対策編第3編第1章第2節によるほか、次のとおりとする。

1 道路事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的道路事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、道路事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は事故対策本部を設置する。（本部長：市長）

2 組織・要員

道路事故警戒体制の組織及び、事故対策本部の組織及び要員路事故警戒体制の組織及び要員については一般対策編第3編第1章第2節に定める標準動員表を基準とする。

第2節 道路管理者の活動体制

第1 責務

突発的道路事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、向日市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

1 突発的道路事故が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。

- 2 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、突発的道路事故の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、京都府警察本部と連携して必要な交通規制を行う。
- 3 道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について、緊急点検を行う。
- 4 危険物の流出が認められた場合は、向日市、乙訓消防組合、向日町警察署等関係防災機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

関係防災機関は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、向日市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとし、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、向日市は、直接消防庁に連絡する。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 道路管理者

- (1) 道路管理者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに乙訓消防組合、向日町警察署等関係防災機関に連絡する。
- (2) 道路管理者は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、関係防災機関に連絡する。

3 向日市

向日市及び乙訓消防組合は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「災害による被害報告について（昭和 45 年 4 月 10 日・消防防第 246 号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料 3-5、3-6】

4 乙訓消防組合

乙訓消防組合は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「火災・災害等即報要領について（昭和 59 年 10 月 15 日・消防防第 267 号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料 3-5、3-6】

5 京都府

- (1) 京都府は、道路管理者等から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。
- (2) 京都府は、向日市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。
- (3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

6 向日町警察署

警察は、ヘリコプター等を出動させ、目視、撮影等により被害規模の把握を行い、向日市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第 2 通信手段の確保

1 突発的道路事故発生時の通信連絡

向日市、京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 向日市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否確認
- 4 応急対策実施状況
- 5 交通規制の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、協力を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ等を利用すること。
- 3 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 道路管理者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的道路事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対し、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救急活動及び医療救護活動は、一般対策編第3編第1章第16節の定めるところによる。
また、消火活動については、一般対策編第3編第1章第7節及び第11節の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

第1 救助活動

向日市、京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者及び乙訓消防組合、向日町警察署は、突発的道路事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府及び向日町警察署は、119番通報、110番通報、道路管理者からの通報により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 道路管理者の救助活動

道路管理者は、事故発生直後における適切な処置を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。

3 向日市、乙訓消防組合、向日町警察署の救助活動

突発的道路事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村、名神高速道路消防協議会等に応援要請する。

第2 救急活動

乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、乙訓消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、向日市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

向日市、乙訓消防組合は、迅速な医療活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、一般社団法人乙訓医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、乙訓消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 消火活動

乙訓消防組合は、車両火災を知ったときは、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

第5章 避難対策

突発的道路事故発生時の向日市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般対策編第3編第1章第15節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

向日市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

向日市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう）に向けた情報提供に十分配慮する。

第6章 交通及び輸送対策

突発的道路事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般対策編第3編第1章第5節及び第6節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取り交通規制を行い、直ちに、向日市道路事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び向日町警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般対策編第3編第1章第5節「道路等の緊急確保」の定めるところによる。

第7章 自衛隊派遣要請

突発的道路事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般対策編第3編第4章第3節「自衛隊への災害派遣計画」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的道路事故の災害復旧計画は、一般対策編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

道路管理者は、関係防災機関と協力し、道路施設等を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

道路管理者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

危険物等災害対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、葉類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩・流出の発生、原子力発電施設以外からの放射性物資の放射線障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれのある場合（以下「危険物等事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動及び避難収容活動を実施するため、向日市地域防災計画一般災害対策編（以下「一般対策編」という。）第 1 編第 1 章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び関係団体並びに事故原因者が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第 2 章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画・一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

危険物等事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編第 1 編第 1 章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営

- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 火災・消防警戒区域の設定
- (6) 京都府又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 危険物等に関する規制
- (8) 一般社団法人乙訓医師会に対する活動要請

2 乙訓消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 火災・消防警戒区域の設定
- (5) 危険物に関する規制

3 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (7) 危険物等に関する規制

4 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の搜索
- (8) 危険物等に関する指導取締
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

5 近畿経済産業局

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 高圧ガス、都市ガス、火薬類に関する指導取締

第4章 事故原因事業者等の責務

危険物等事故の原因事業者の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 向日市、乙訓消防組合、向日町警察署等関係機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び向日市との連絡・協議
- 2 現地、事業所等における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 現地における救助・医療その他の応急措置
- 5 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 6 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問い合わせへの対応
- 7 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 8 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、危険物等事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、災害応援協定の締結を推進するものとする。

第 2 編 予防計画

第 1 章 情報連絡体制の整備

第 1 情報収集・連絡体制の整備

危険物等の貯蔵・取扱を行う事業者（以下「事業者」という。）、向日市、京都府等関係防災機関は、危険物等事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり。）

第 2 情報通信手段の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編第 2 編第 1 章第 11 節の「災害通信整備計画」に基づき、危険物等事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第 3 情報の分析及び整理

- 1 向日市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 向日市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析、整理するものとする。

第 4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般対策編第 2 編第 1 章第 1 節「気象予警報等の伝達計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第 5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じたの情報伝達

災害や大規模な事故発生時に自治会長などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。
また、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

事業者及び向日市、京都府等関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に通知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、乙訓消防組合、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

また、医療機関は、事故災害時等においては、保有する医薬品、医療器材を提供し、医療救援活動に協力する。

3 消火活動

向日市、乙訓消防組合は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

また、向日市、乙訓消防組合及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の整備促進に努める。

第4 危険物流出防除体制の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通体制の整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署、近畿地方整備局京都国道事務所等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

- 向日町警察署は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 向日市は、危険物等事故現場周辺の住民を安全な場所に避難又は収容させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第3章 危険物等保安措置

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び、原子力発電施設以外の放射線物質対策については、一般対策編第2編第4章第3節「危険物等保安計画」に定めるところによるほか、事業者及び向日市、国、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

- 事業者は、関係法令で定める技術基準、自主保安規程等を遵守するとともに、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を促進する。
- 向日市、乙訓消防組合、国、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等関係施設に対する立入検査の実施により、施設の安全性の確保に努めるものとする。
また、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

第2 施設、設備の応急復旧活動

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第3 防災業務関係者の安全確保

向日市、乙訓消防組合、国、京都府等関係防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

第4 防災訓練の充実

危険物等事故を想定して、防災体制の強化を図るため、向日市、乙訓消防組合、自主防災組織、向日町警察署等関係防災機関が一体となり、実践的な消火、救助救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

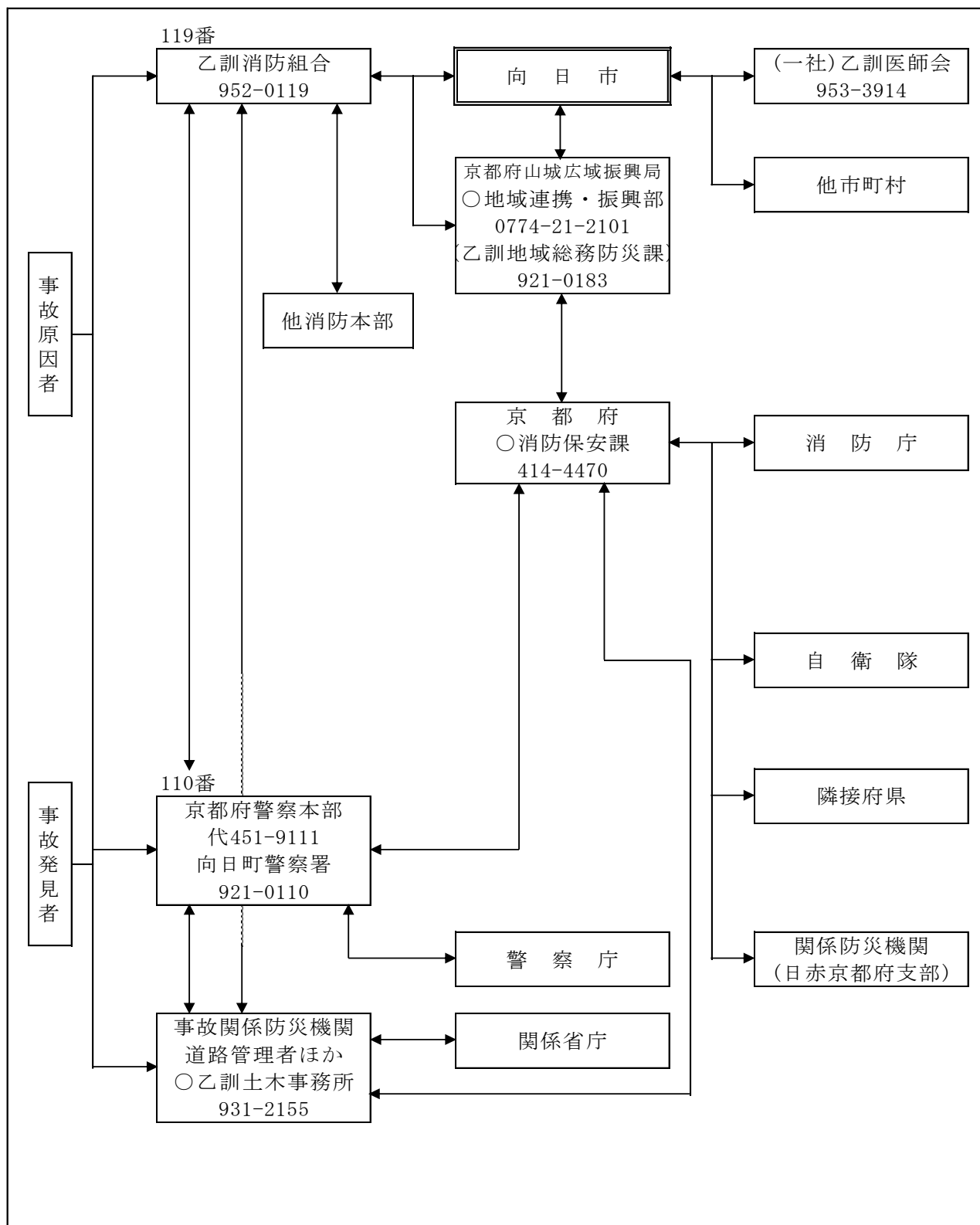
第5 各種資料の整備・保存

事業者等は、円滑な事故復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備するよう努める。

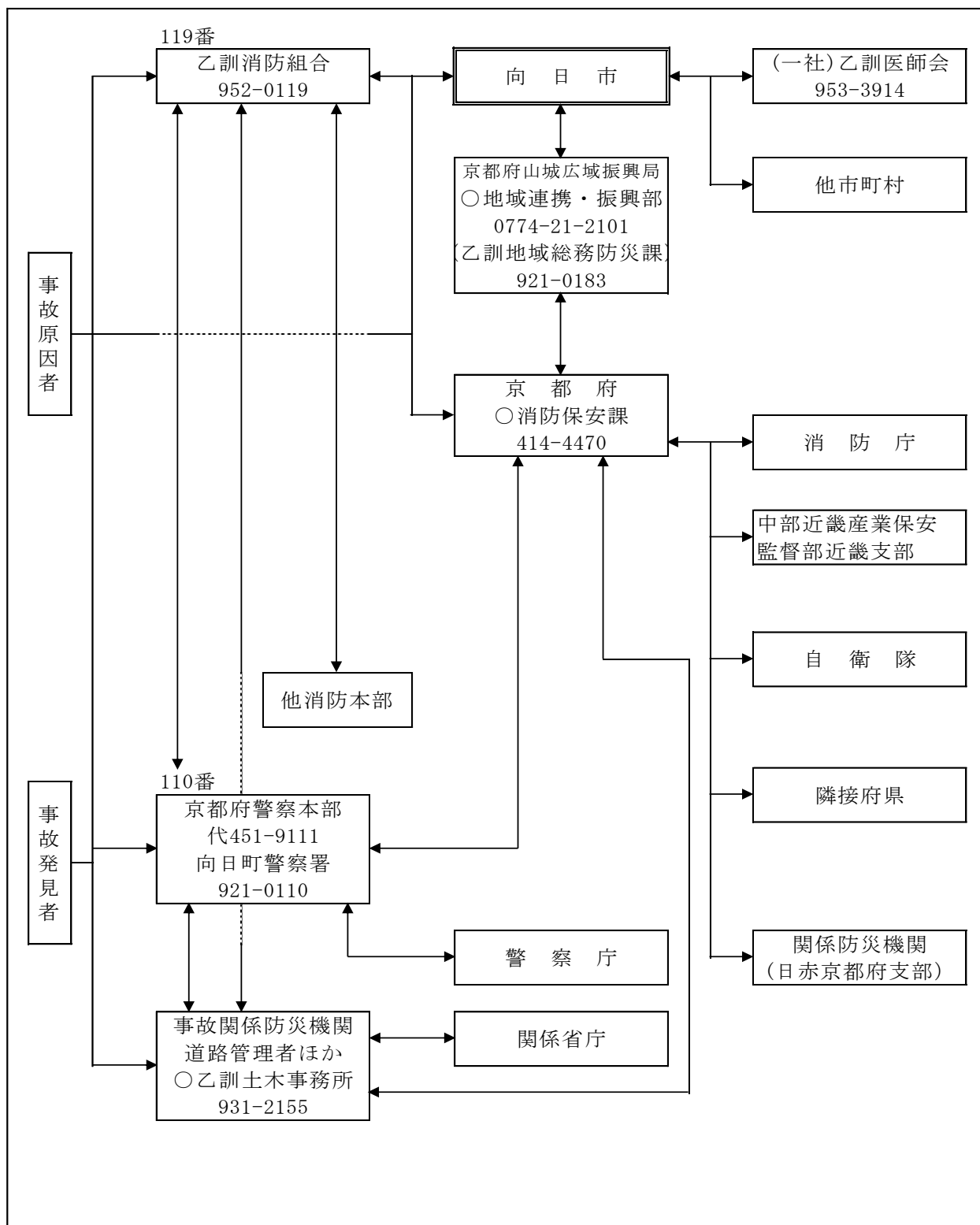
第6 防災知識の普及啓発

向日市、乙訓消防組合、国、京都府等関係防災機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、事業者、住民等に対し、その危険性を周知するとともに、事故発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

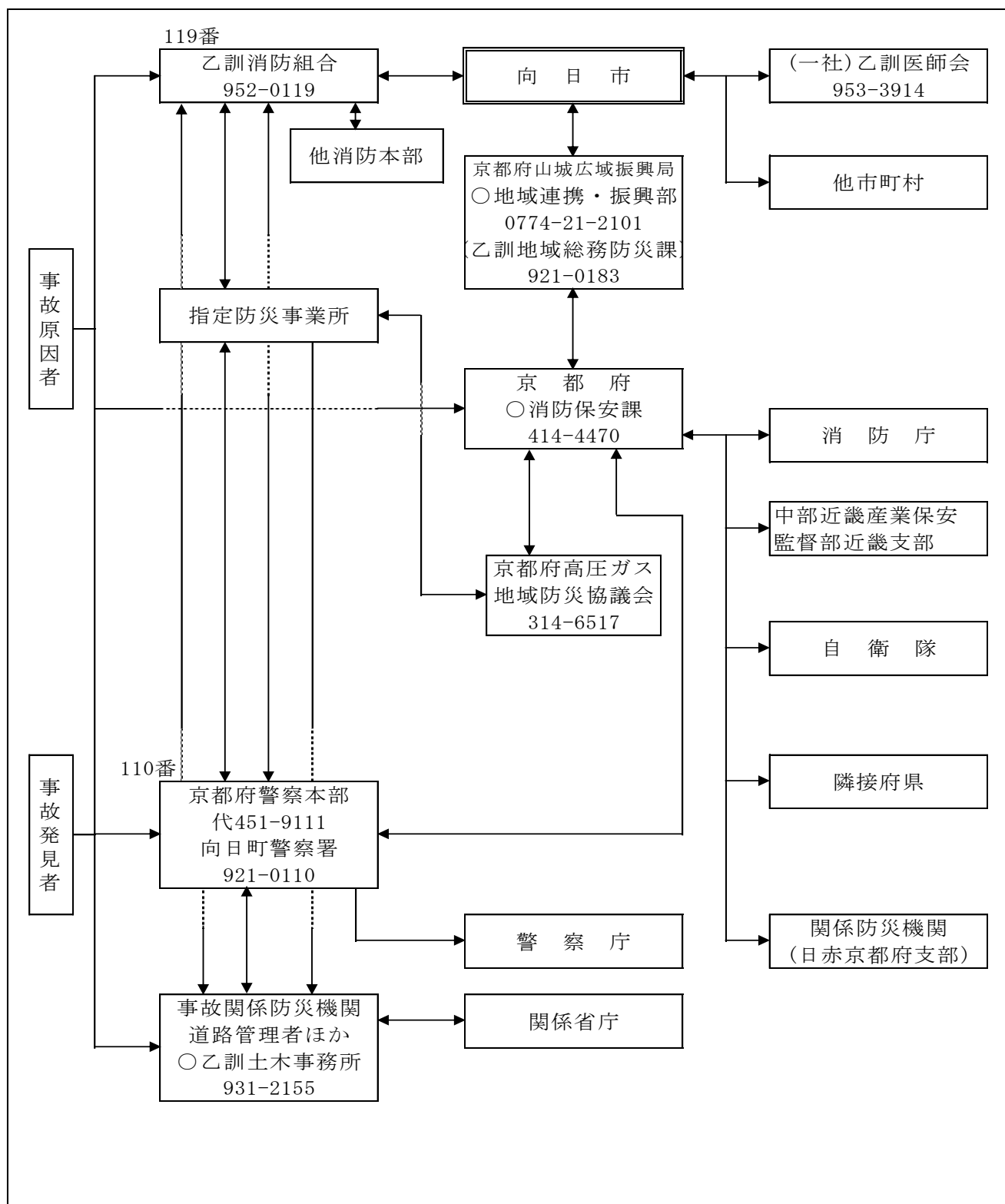
(1) 危険物事故



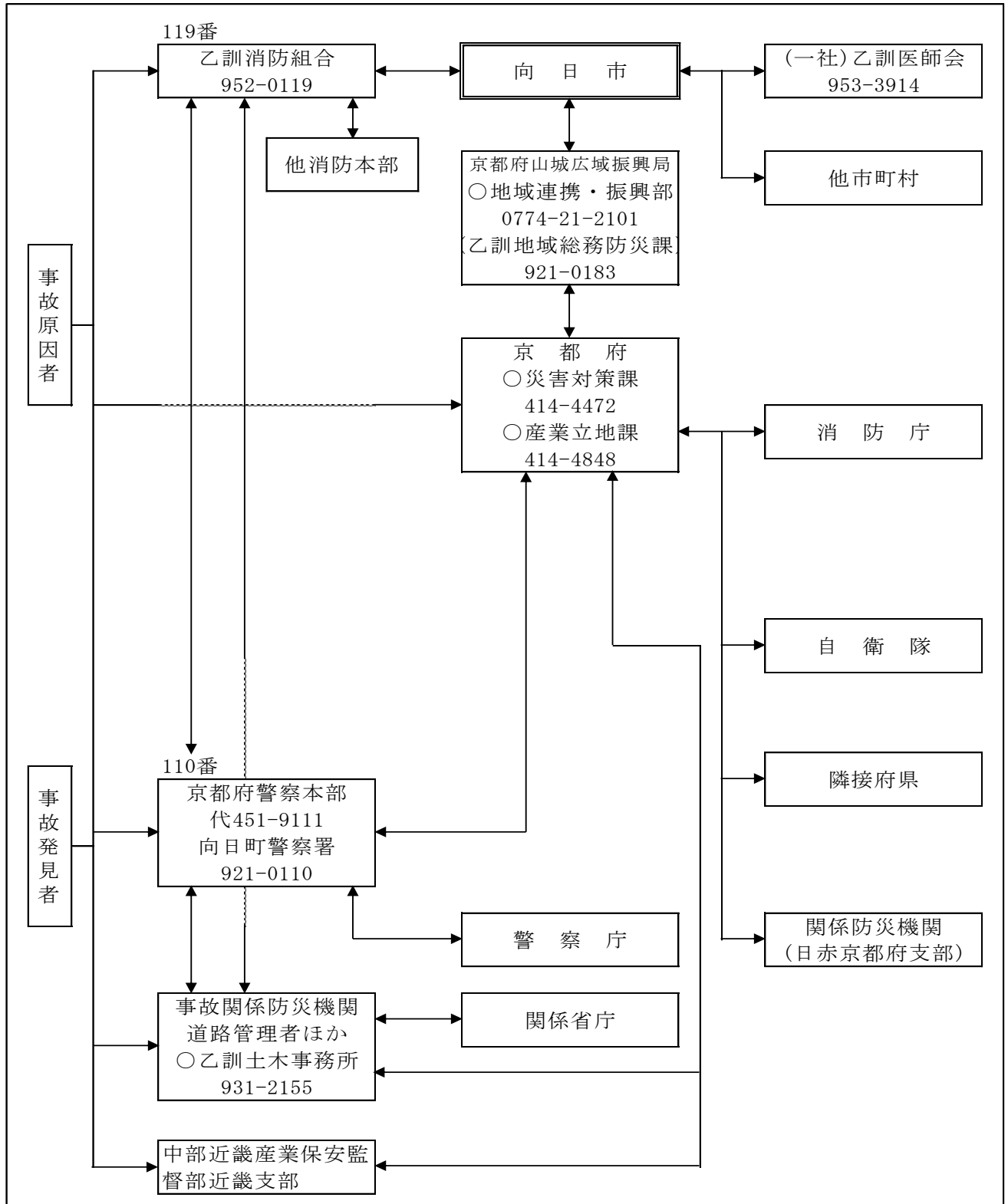
(2) 火薬類事故



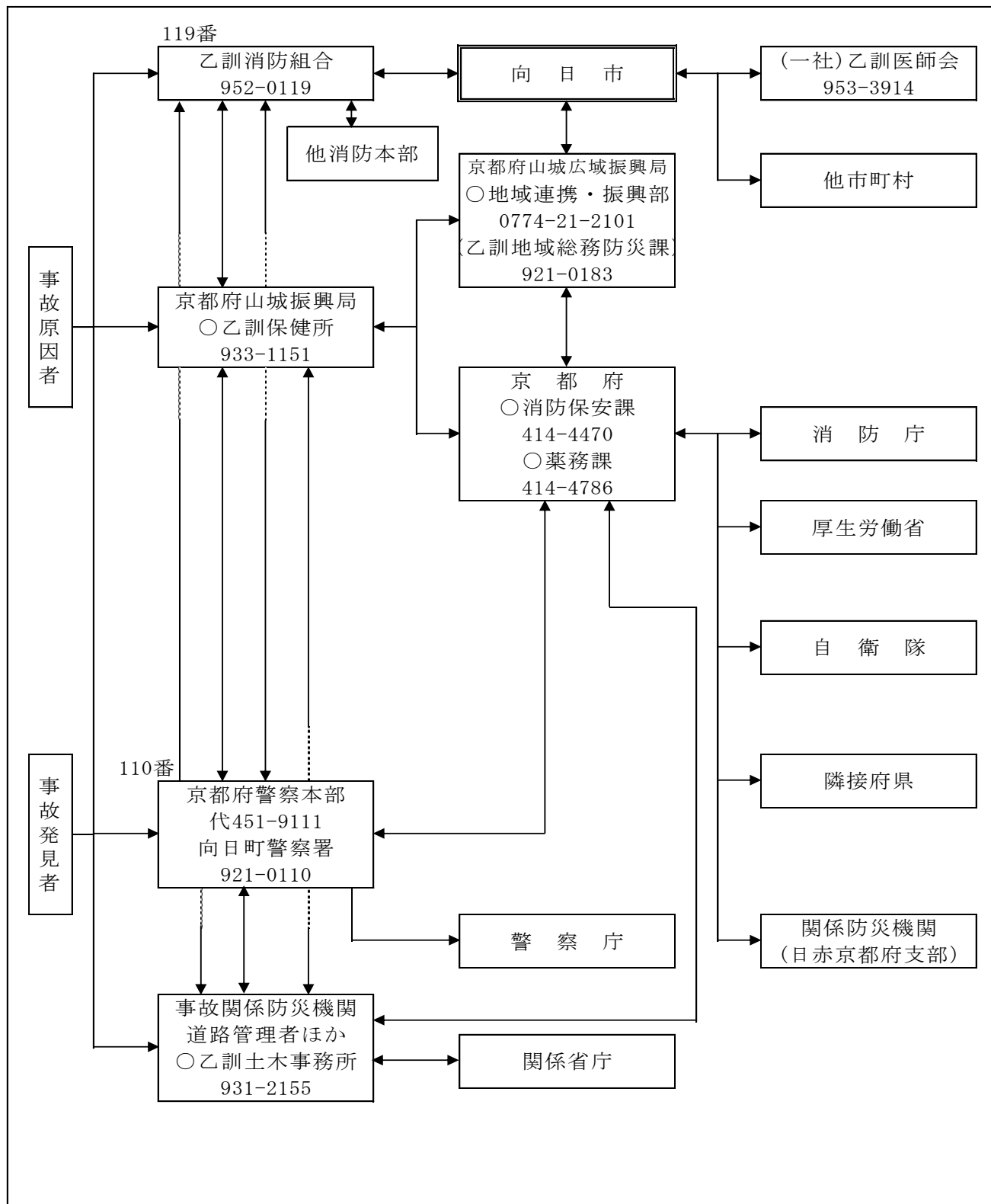
(3) 高圧ガス事故



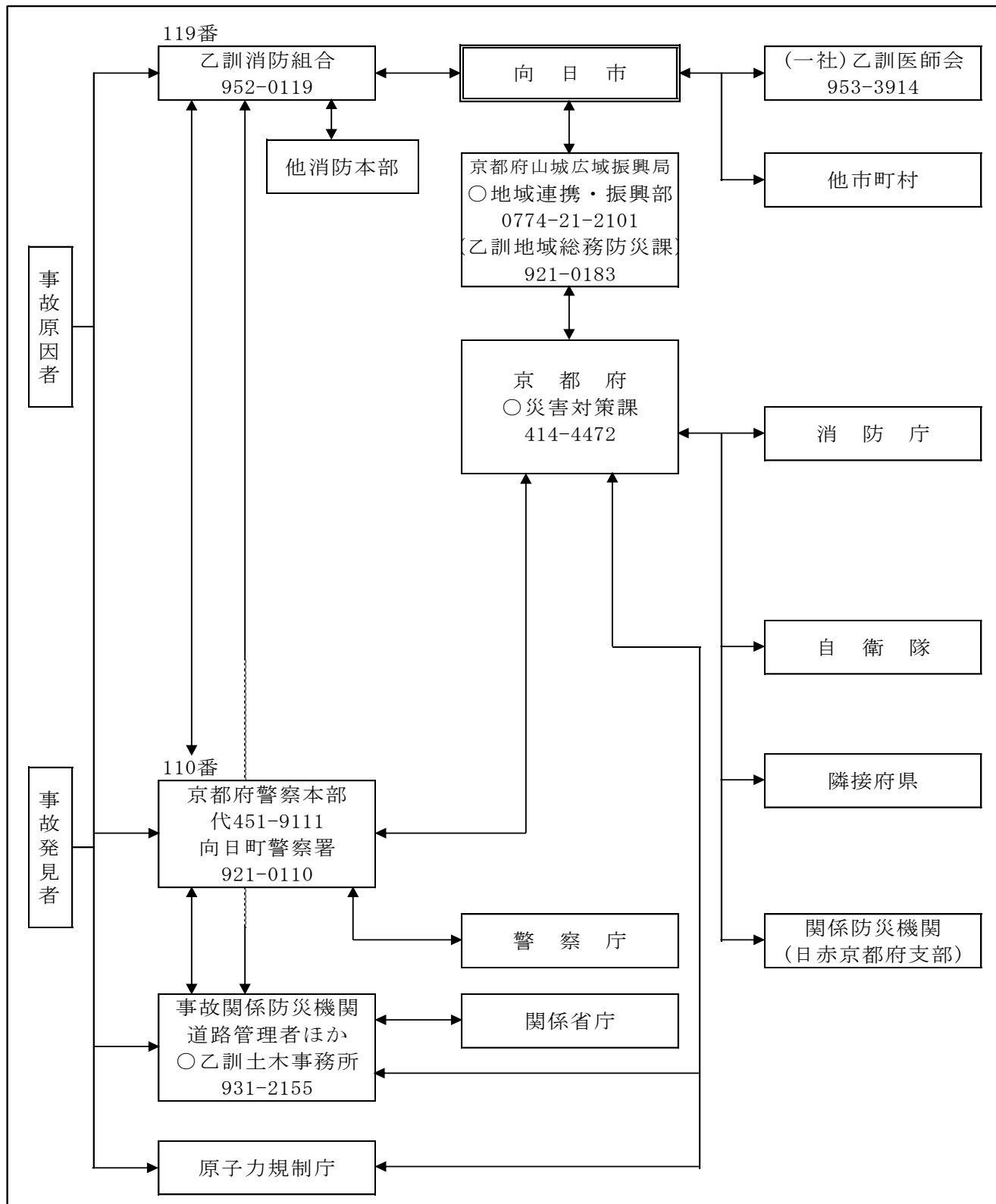
(4) 都市ガス事故



(5) 毒物・劇物事故



(6) 原子力発電施設以外の事故



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 向日市の活動体制

第1 責務

向日市は、市内で危険物等事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般対策編第3編第1章第2節の定めるところにより、向日市危険物等事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般対策編第3編第1章第2節によるほか、次のとおりとする。

1 危険物等事故警戒体制及び事故対策本部の設置

危険物等事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、危険物等事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は事故対策本部を設置する。（本部長：市長）

2 危険物等事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

危険物等事故警戒体制の組織及び要員については一般対策編第3編第1章第2節に定める標準動員表を基準とする。

第2節 事業者の活動体制

第1 責務

危険物等事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、向日市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

危険物等事故の発生後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるものとする。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

関係防災機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、向日市、国、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 事故原因者等

事故原因者（事業者）及び事故発見者は、危険物等事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 向日市

向日市は、危険物等事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「災害による被害報告について（昭和45年4月10日・消防防第246号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料3-5、3-6】

3 乙訓消防組合

乙訓消防組合は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「火災・災害等即報要領について（昭和59年10月15日・消防防第267号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料3-5、3-6】

4 京都府

(1) 京都府は、事業者、向日市、乙訓消防組合、向日町警察署等関係防災機関から受けた情報を国の危険物

等取扱規制担当機関へ連絡するとともに、国の危険物等取扱規制担当機関から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

- (2) 京都府は、向日市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。
- (3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

5 向日町警察署

警察は、ヘリコプター等を出動させ、目視、撮影等により被害規模の把握を行い、向日市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

6 国

国の危険物等取扱規制担当機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、その所管する業務に従い、入手した情報を京都府に連絡する。

- ア 危険物・・・・・・・・・・・・・・消防庁
- イ 高圧ガス、都市ガス、火薬類・・・・・・近畿経済産業局
- ウ 毒物・劇物・・・・・・・・・・・・・・厚生労働省
- エ 原子力発電施設以外の放射線障害・・原子力規制庁

第2 通信手段の確保

1 危険物等事故発生時の通信連絡

向日市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 危険物等事故の拡大防止活動

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び原子力発電施設以外の放射線に係る事故については、一般対策編第3編第1章第8節「危険物等応急対策計画」に定めるところにより、また都市ガス等に係る事故については同編第2章第6節「ライフライン等の応急対策」に定めるところにより、危険物等の種類に応じた事故の拡大防止活動を実施するほか、事業者及び向日市、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

第1 事業者の措置

事業者は、危険物等事故発生時に的確な応急点検及び応急措置を講ずる。

第2 向日市、京都府等関係防災機関の措置

向日市、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 向日市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、報道の協力を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ等を利用すること。
- 3 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 事故原因者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、危険物等事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第5章 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救急活動及び医療救護活動は、一般対策編第3編第1章第16節の定めるところによる。

また、消火活動については一般対策編第3編第1章第7節及び第11節の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

第1 救助活動

向日市、乙訓消防組合、向日町警察署等関係防災機関は、危険物等事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 向日市、乙訓消防組合、向日町警察署の救助活動

危険物等事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

向日市及び乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、乙訓消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、向日市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

乙訓消防組合は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、一般社団法人乙訓医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、乙訓消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 消火活動

乙訓消防組合は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うものとする。

第 6 章 避難対策

危険物等事故発生時の向日市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般対策編第 3 編第 1 章第 15 節によるほか、次のとおりとする。

第 1 避難誘導の実施

向日市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第 2 避難場所の開設及び運営管理

向日市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第 3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に配慮する。

第 7 章 交通及び輸送対策

危険物事故等における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般対策編第 3 編第 1 章第 5 節及び第 6 節によるほか、次のとおりとする。

第 1 道路交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、向日市危険物等事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険である認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び向日町警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般対策編第3編第1章第5節「道路等の緊急確保」の定めるところによる。

第8章 環境保全計画

第1 方針

危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2 環境影響の応急及び拡大防止対策

1 向日市の施策

- (1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) その他、京都府の行う施策に協力する。

2 京都府の施策

京都府は、向日市が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

- (1) 関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、向日市へ依頼又は指示する。
- (3) 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

第 4 編 災害復旧計画

突発的危険物等災害の災害復旧計画は、一般対策編第 4 編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第 1 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に災害を復旧するとともに、向日市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第 2 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

大規模火災対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、大規模火災（市街地・林野）の発生等により、多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合（以下「大規模火災事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動及び避難収容活動を実施するため、向日市地域防災計画一般災害対策編（以下「一般対策編」という。）第 1 編第 1 章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び関係団体並びに事故原因者がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第 2 章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画・一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模火災事故に関し、関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編第 1 編第 1 章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営
- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報

- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (6) 京都府又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 一般社団法人乙訓医師会に対する活動要請

2 乙訓消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示

3 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

4 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及びその周辺の警戒体制
- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の搜索
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

第4章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、大規模火災事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、大規模火災事故が発生した場合に、被害の拡大等の防止を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。(情報連絡系統図のとおり。)

第2 情報通信手段の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編第2編第1章第11節「災害通信整備計画」に基づき、大規模火災事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 向日市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努める。
- 2 向日市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般対策編第2編第1章第1節「気象予警報等の伝達計画」に基づき、気象情報及び火災気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じたの情報伝達

災害や大規模な事故発生時に自治会長などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。

また、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

又は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急及び医療活動体制の整備

1 救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

また、医療機関は、事故災害時等においては、保有する医薬品、医療器材を提供し、医療救援活動に協力する。

第4 施設・設備の整備

向日市、京都府、関係防災機関等は、大規模火災事故が発生した場合に、的確な防除活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、大規模火災事故が発生した場合の道路交通管理体制に整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署等は、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

3 向日町警察署は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 向日市は、大規模火災事故周辺の住民を安全な場所に避難又は収容させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第7 防災知識の普及啓発

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編第2編第2章第1節に定めるところによるほか、林野火災等に対しては、入山者、林内作業者等に対する指導、啓発、監視等を行う。

第3章 向日市の措置

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編第2編第4章第2節「消防力の整備方針」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 火災の拡大防止

木造住宅市街地等が存在する地域は、初期消火に最善をつくしても、火災が拡大するおそれがある。

火災の拡大を防止するうえで、資機材、消防水利等の整備を図る必要がある。

- (1) 都市構造や災害態様の変化に応じた適正な消防力の整備を図る必要がある。
- (2) 災害時の道路障害に加え同時多発火災に対処し、円滑かつ効率的な消防部隊の運用が図れるよう、地震火災用資機材の開発研究を進めるとともに整備を行う。

第2 消防水利

防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等を指定消防水利として活用することにより、その適正配置に努める。

また、耐震性に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。

第3 空中消火

関係機関の協力により、林野火災等において迅速なヘリコプターによる空中消火が可能な態勢を整える。

第4 資機材整備

林野火災用工作機器、可搬式消火資機材等の消防用機器・資機材の整備を促進する。

建物関係の防御対策と異なり、森林管理者等を含めた部隊の編成、出動、防御及び必要資機材等

の運搬補給についての対策を図る。

第5 林野火災防火知識の普及啓発

1 入山者に対する措置

周辺住民、登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため措置をとるものとする。

2 普及啓発活動

標識板、立て看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及啓発と初期消火に対応するための設備の配備を促進する。

なお、市民への普及啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど、十分留意する。

第4章 関係機関の措置

関係機関は、大規模火災事故の発生に備え、自主的に予防対策を行うよう努めるとともに、次の措置を講ずるものとする。

第1 気象情報

火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象予警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

第2 巡回監視

林野火災発生の危険の大きい期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点的に、指導、啓発、監視等を行い、林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

第3 林野火災予防に伴う入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因は、タバコ、焚火等入山者の不注意によるもの又は火入れ等林内作業によるものが主因であるので、この予防を図るため次のとおり措置するものとする。

1 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため次のような措置をとるものとする。

- (1) 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- (2) みだりに火を炊くものに対する警告、取り締りを行う。
- (3) 観光関係者による防火思想の普及啓発を図る。

2 林内作業者に対する措置

林内において事業を営むものは次の体制をとるものとする。

- (1) 林内作業者は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置すること。
- (2) 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け標識及び消火設備を完備する。
- (3) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図ること。

3 火入れ作業等に対する措置

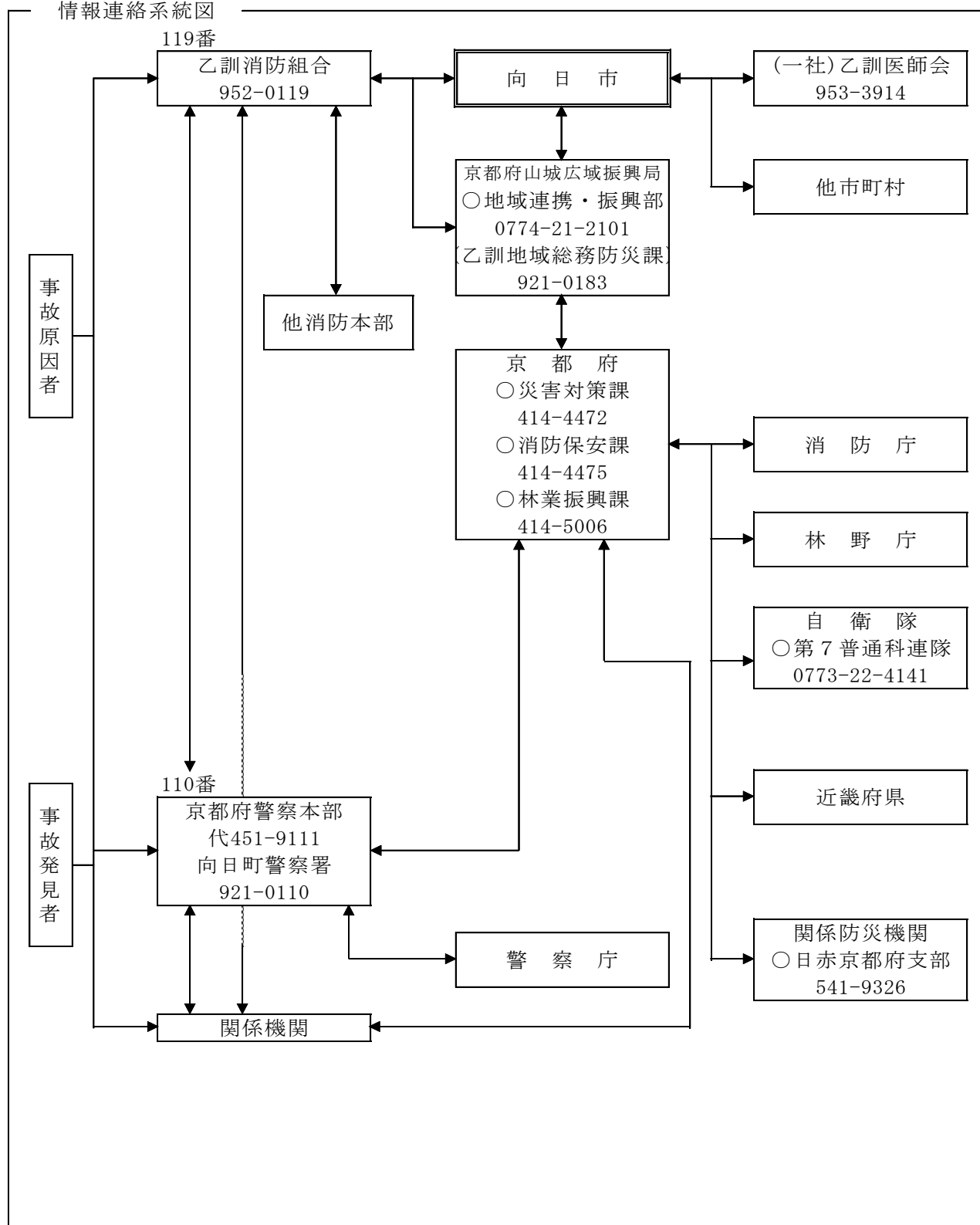
- (1) 火入れをしようとする者は、森林法第 21 条に基づき、その森林又は土地を管轄する市長の許可を受けたのち、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。
- (2) 市長は、火入れを使用とするものに対し、延焼防止のための人員配置、防火線の設定等について明確に指示すること。

第 4 林野火災消防対策

平常時より次の事項に留意し、林野火災発生の際には、向日市、乙訓消防組合は、積極的に早期消火を図るものとする。

- 1 消火組織の整備
- 2 林野火災消火訓練
- 3 消火資機材の整備

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 向日市の活動体制

第1 責務

向日市は、市域又は近隣の隣地において大規模火災事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、一般対策編第3編第1章第2節の定めるところにより、向日市大規模火災事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般対策編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 大規模火災事故警戒体制及び大規模火災事故対策本部の設置

大規模火災事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、大規模火災事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は大規模火災事故対策本部を設置する。（本部長：市長）

2 大規模火災事故警戒体制の組織及び要員

大規模火災事故警戒体制の組織及び要員については一般対策編第3編第1章第2節に定める標準動員表を基準とする。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、消防活動体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、大規模火災を発見した場合は、向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係機関に、火災状況等を連絡する。

2 向日市

向日市は、大規模火災が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「災害による被害報告について（昭和45年4月10日・消防防第246号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即

報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料3-5、3-6】

3 乙訓消防組合

乙訓消防組合は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「火災・災害等即報要領について（昭和 59 年 10 月 15 日・消防災第 267 号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料 3-5、3-6】

4 京都府

- (1) 京都府は、大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、向日市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。
- (2) 京都府は、早期に大規模火災に係る被害状況を把握するため、向日市等関係防災機関からの情報収集に努める。
- (3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係機関に提供する。
- (4) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 大規模火災発生時の通信確保

向日市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他事故応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は若しくは使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 向日市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 火災の発生日時及び場所
- 2 被害状況

- 3 被害者の安否確認
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示の状況
- 6 住民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 広報むこう、チラシ等を利用すること。
- 3 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

向日市、京都府等関係防災機関は、大規模火災に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 消火活動

向日市、乙訓消防組合、京都府等関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消火活動については一般対策編第3編第1章第7節及び第11節によるほか、次に定めるところにより迅速に消火活動を行うものとする。

第1 消火活動

1 地上消火活動

大規模火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分把握し、特に危険のない地域での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し、延焼のおそれのなくなった地域においても、風などの影響により、焼損木から再燃させる危険性が大きいため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

2 空中消火活動

向日市、乙訓消防組合は、必要があれば関係機関等の協力を得て、ヘリコプターによる空中消火用資機材を用いて地上消火活動とあわせ、効率的な消火活動を行う。

第5章 救助・救急活動

救助・救急活動及び医療救護活動は、一般対策編第3編第1章第16節の定めるところによる。

第1 救助活動

向日市、乙訓消防組合、向日町警察署等は、大規模火災に対応した救助機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

向日市、乙訓消防、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助活動体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 応援要請

火災の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、乙訓消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、向日市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

向日市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、一般社団法人乙訓医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、乙訓消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、かつ的確に負傷者の搬送を行う。

第3 相互応援協定

乙訓消防組合の消防力の全力をあげても大規模火災への対応が困難な場合には、広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防御及び被害の軽減を図る。

第 6 章 避難対策

大規模火災事故発生時の向日市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般対策編第 3 編第 1 章第 15 節によるほか、次のとおりとする。

第 1 避難誘導の実施

向日市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第 2 避難場所の開設及び運営管理

向日市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第 3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、高齢者及び障がい者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第 7 章 交通及び輸送対策

大規模火災事故発生時における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般対策編第 3 編第 1 章第 5 節及び第 6 節によるほか、次のとおりとする。

第 1 道路交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取り交通規制を行い、直ちに、向日市大規模火災事故対策本部等に連絡する。

- (1) 京都府公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- (2) 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により、道路交通が危険である認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送活動

火災現場の地形等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

第8章 自衛隊派遣要請

突発的大規模火災事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般対策編第3編第1章第14節第3「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

大規模火災の災害復旧計画は、一般対策編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

向日市は、関係防災機関と協力し、林野火災による被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、向日市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

向日市等関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

広域停電事故対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、広域的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障を来す事故が発生した場合（以下「広域停電事故」という。）に、発生の原因と施設等の復旧、救助・救急活動、医療活動を実施するため、向日市地域防災計画一般災害対策編（以下「一般対策編」という。）第 1 編第 1 章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び関係団体並びに事故原因者が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第 2 章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画・一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

広域停電事故に関し、関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編第 1 編第 1 章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営
- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への通報連絡
- (3) 関係防災機関との調整

- (4) 二次災害防止のための活動
- (5) 付近住民に対する情報提供
- (6) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (7) 一般社団法人乙訓医師会に対する活動要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備
- (5) その他事故災害に必要な警察活動

4 関西電力送配電(株)京都本部

- (1) 向日市との連絡・協議及び京都府、向日市等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報
- (2) 非常災害対策本部の設置
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 事故により受ける地域住民への情報提供、相談状況

第4章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、広域停電事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

向日市、京都府、関西電力送配電(株)等関係防災機関は、広域停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり。）

第2 情報通信手段の整備

向日市、京都府、関西電力送配電(株)等関係防災機関は、一般対策編第2編第1章第11節「災害通信整備計画」に基づき、広域停電事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 向日市、京都府、関西電力送配電(株)等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。
- 関西電力送配電(株)は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

また、医療機関は、事故災害時等においては、保有する医薬品、医療器材を提供し、医療救援活動に協力する。

第4 施設・設備の整備

向日市、京都府等関係防災機関等は、広域停電事故が発生した場合に、的確な応急活動を行うことができるよう資機材の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

3 向日町警察署は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

1 向日市は、広域停電事故から住民を安全な場所に避難及び収容させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第3章 関西電力送配電株式会社の措置

関西電力送配電(株)は、広域停電事故の発生に備え、一般対策編第2編第1章第6節「ライフライン等施設対策」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

1 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

2 防災訓練の実施

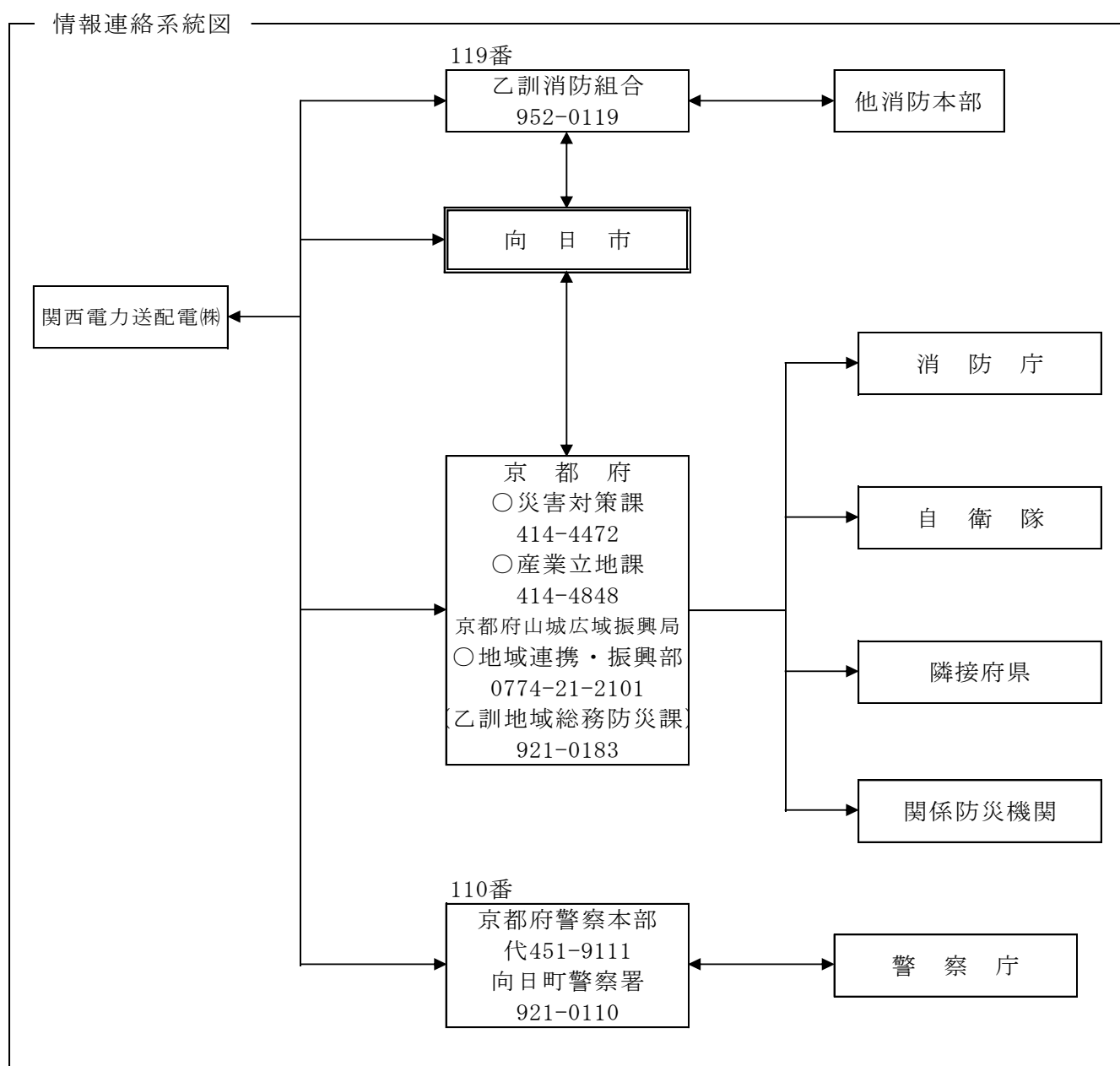
広域停電事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等の訓練を実施する。

3 電力施設の整備促進

施設の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

4 防災知識の普及啓発

電気利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 向日市の活動体制

第1 責務

向日市は、市内で広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する期間として、法令、一般対策編の定めるところにより、向日市広域停電事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策に努める。

第2 活動体制

一般対策編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 広域停電事故警戒体制及び事故対策本部の設置

広域停電事故が発生したときは、直ちに被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、広域停電事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は事故対策本部を設置する。（本部長：市長）

2 広域停電事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員広域停電事故警戒体制の組織及び要員については一般対策編第3編第1章第2節に定める標準動員表を基準とする。

第2節 関西電力送配電株式会社の活動体制

第1 責務

関西電力送配電(株)は、広域停電事故が発生した場合において、速やかに向日市、乙訓消防組合、京都府等関係防災機関に状況を報告するとともに、一般対策編第3編第2章第6節「ライフライン等の応急対策」に定めるところにより応急対策を実施する。

第2 活動体制

関西電力送配電(株)は、広域停電事故が発生した場合において、非常災害対策本部による関係機関との連絡調整を行うとともに、原則としてあらかじめ定められた各設備の復旧順位により復旧するものとするが、設備の被害状況、復旧難易度を勘案のうえ、供給上復旧効果が大きいものから応急対策を実施する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、関西電力送配電㈱からの通報等により、被害状況を早期に発見し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 関西電力送配電㈱

関西電力送配電㈱は、広域停電事故が発生した場合は、向日市、京都府、向日町警察署等関係防災機関に、停電状況等を連絡する。

2 向日市

向日市は、市内において広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

3 京都府

- (1) 京都府は、広域停電が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、向日市等関係防災機関と緊密に連携して、その被害状況をまとめる。
- (2) 京都府は、早期に広域停電事故に係る被害の状況を把握するため、関西電力送配電㈱、向日市等関係防災機関からの情報収集に努める。
- (3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係者に提供する。
- (4) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 事故発生時の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 向日市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道関係機関に対し、報道の協力を要請する。
- 2 広報むこう、チラシ等を利用すること。
- 3 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 関西電力送配電㈱は、事故の影響を受けた住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに、適切に相談に対応する。
- 2 関係防災機関は、広域停電事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助・救急及び医療活動

救助・救急活動及び医療救護活動は、一般対策編第3編第1章第16節の定めるところによる。

第1 救助活動

向日市、乙訓消防組合、向日町警察署は、広域停電事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

向日市、乙訓消防組合、向日町警察署等関係機関は、広域停電事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

2 向日市、乙訓消防組合、向日町警察署の救助活動

広域停電事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、向日市、乙訓消防組合、向日町警察署が京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

向日市、乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、乙訓消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、向日市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

向日市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、一般社団法人乙訓医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、乙訓消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第5章 避難対策

広域停電事故発生時の向日市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般対策編第3編第1章第15節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

向日市、大規模収容施設管理者等は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路、その他避難に

対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第 6 章 交通及び輸送対策

広域停電事故発生時の輸送体制の確立及び交通規制等については、一般対策編第 3 編第 1 章第 5 節及び第 6 節によるほか、次のとおりとする。

第 1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、向日市道路事故対策本部等に連絡する。

- 1 警察は、救急・救助活動等が円滑に行われるようにするため必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する等交通規制を行う。
- 2 警察は、広域停電事故による信号機の停止等により、交通が危険であると認められるときは、通行の禁止及び規制を行う。

第 2 緊急輸送活動

信号機の停止等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

第4編 災害復旧計画

広域停電事故の災害復旧計画は、一般対策編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

関西電力送配電㈱は、関係防災機関と協力し、設備ごとに被害状況を把握し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう求める。

第2 復旧完了予定時期の明示

関西電力送配電㈱は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

広域断水事故対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、広域的に発生した水道に関する大規模な災害及び事故により、多数の住民の生活に支障を来す事故が発生した場合（以下「広域断水事故」という。）に、発生の原因と施設等の復旧、救助・救急活動、医療活動を実施するため、向日市地域防災計画資料編で締結された「水道災害等相互応援に関する協定書」及び一般対策編（以下「一般対策編」という。）第 1 編第 1 章に規定する防災機関、この計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第 2 章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画・一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

広域断水事故に関し、関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編第 1 編第 1 章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営
- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への通報連絡

- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 二次災害防止のための活動
- (5) 付近住民に対する情報提供
- (6) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 関係防災機関への協力要請
- (3) 関係防災機関との連絡調整
- (4) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備
- (5) その他事故災害に必要な警察活動

4 その他関係防災機関

- (1) 京都府、向日市、向日町警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報
- (2) 非常災害対策本部の設置
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 事故により受ける地域住民への情報提供、相談状況

第4章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、広域断水事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、災害応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、広域断水事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。

第2 情報通信手段の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編第2編第1章第11節「災害通信整備計画」に基づき、広域断水事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 向日市、京都府等関係防災機関は、平常時より、社会情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。
- 向日市は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

また、医療機関は、事故災害時等においては、保有する医薬品、医療器材を提供し、医療救援活動に協力する。

第4 施設・設備の整備

向日市、京都府等関係防災機関等は、広域断水事故が発生した場合に、的確な応急活動を行うことができるよう資機材等の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

3 向日町警察署は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

1 向日市は、広域断水事故から住民を安全な場所に避難及び収容させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第3章 広域断水事故の備え

広域断水事故に対して必要な飲料水を確保し、供給することを目的として、応急給水のための水の確保・資機材の備蓄等を推進する。

広域断水事故の発生に備え、一般対策編第2編第1章第6節「ライフライン等施設対策」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

第1節 応急給水の備え

1 応急給水の基本的な考え方

震災により断水した場合の応急給水計画に準じて、応急給水ができるよう対処する。

2 応急対策拠点の整備

広域断水時の応急給水及び応急復旧を指揮する拠点を上植野浄水場に設置する。

拠点においては、応急対策を指揮する上で必要となる備品・資機材、通信機材、緊急通行車両等の整備を行う。

3 応急給水用資機材の整備

応急給水用資機材は、物集女西浄水場及び上植野浄水場に整備・備蓄する。

また、応急給水栓（応急仮設スタンド）は、多くの需要が発生する場合も予想されるため、順次その整備・備蓄に努める。

4 消防水利・飲料水の確保

配水池等での事故に備え、緊急時の消防水利・飲料水の確保を図るため、耐震貯水槽の整備を検討するとともに、民間の井戸、学校施設等のプール等利用可能な水利の調査を行い、それぞれの施設の水の利用について施設管理者と協定を締結する。

5 緊急給水、応急給水施設位置図の作成

緊急給水及び応急給水の対象となる施設（救急指定病院、避難所）については、施設一覧表及び位置図を作成し、応急対策時に迅速に活用できるようにする。

6 給水場所マップの作成

災害等事故時において断水が発生した場合の応急給水地点をあらかじめ定め、市民への周知を図る。

給水場所は、全市が断水状態にあることを想定し、他都市及び自衛隊等の応援を得ながら給水車等が24時間以内に配備できる場所とする。

7 多水源化の推進

災害等事故時の備えとして、本市と隣接する市町と行政界付近に敷設している水道本管を連結管で接続して、相互給水体制がとれるようにシステムを構築し、緊急時における生活用水等を確保する。

第2節 応急復旧への備え

1 水道施設に対する図書の整備

平常時から施設の設計図書の整備を行うとともに、図書のコピーの作成・保管、デジタル化を推進する。

2 応急復旧用資機材の確保

災害時における応急復旧用資機材については、工事業者等から調達することを基本とするが、浄水場、配水池等の基幹施設における必要最小限度の復旧用資機材の備蓄を図る。

3 水道業者との協定

水道工事業者の協同組合等に災害時における協力を求めるとともに、必要に応じて、応急復旧工事の実施及び応急復旧用資機材の調達に関する協定を締結する。

第3節 防災意識の啓発

市民・企業に対し、平素から飲料水の確保等について予防対策を行うよう、広報等を通じて啓発活動を行う。

1 市民の役割

飲料水について、市民一人当たり3ℓ／日×3日分を目途に備蓄するよう呼びかける。

2 企業等

企業等に対し、従業員に対する防災教育及び食料・飲料水等の備蓄を要請する。

第4節 防災訓練

本市全体で行う総合防災訓練の他に、都市整備部としての訓練を行い、災害時の応急対策に万全を期す。

第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 向日市の活動体制

第1 責務

向日市は、市内で広域断水事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、一般対策編の定めるところにより、向日市広域断水事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共団体・住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策に努める。

第2 活動体制

一般対策編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 通報・連絡

(1) 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において大規模な漏水事故等が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、電話、電信その他最も早く到達する手段により、上下水道部、最寄りの消防署、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 都市整備部からの連絡

ア 都市整備対策部は、本市域において大規模な漏水・断水事故等により、飲料水の供給ができない事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、「向日市水道災害対策マニュアル」に基づき部内の連絡体制をとると同時に環境産業対策部及び乙訓消防組合に連絡する。

イ 都市整備対策部は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生し、上下、各部局間の取り組みだけでなく複数の対策部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、環境産業部（事務局）にその旨を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 本市の活動体制

環境産業部（事務局）は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生したとの市民通報を受けたとき、又は都市整備対策部から上記の連絡を受けたときは、関係対策部に連絡するとともに、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は事故災害対策本部等の設置を行う。

(2) 都市整備対策部の活動体制

都市整備対策部は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生し又は発生するおそれがある場合は、「向日市水道災害対策マニュアル」に基づき上下水道災害対策本部等の設置を行う。

第2節 被害状況の調査

上下水道対策部は、「向日市水道災害対策マニュアル」に基づき、以下の被害調査を実施する。

- (1) 浄水場、配水池等の被災調査
- (2) 配水管路網の被災調査

第3節 応急給水対策

都市整備対策部は、市域全体の被災状況を把握した上で、事故対策本部等と密接な連絡を行いながら緊急性の高い施設（医療施設等）を優先して応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

第1 応急給水計画の作成

- (1) 応急給水の目標量は、災害の程度・状況により判断する。
- (2) 被害調査及び被害情報の収集により、応急給水の対象区域を把握する。
- (3) 医療施設、医療救護所、社会福祉施設への緊急給水を優先する。
- (4) 乙訓消防組合との連絡を密にし、消防水利の確保ができるよう計画する。

第2 応急給水の実施

- (1) 医療施設、医療救護所、社会福祉施設については、給水の必要性が確認できた段階で直ちに給水する。
- (2) 断水地域における給水は、当初は避難施設における給水を基本とする。

第4節 応急復旧対策

応急復旧の実施は、施設の被災状況に応じて実施する。

- (1) 施設の被災状況及び工事業者等の応急復旧工事の対応可能状況を判断して応急復旧計画を作成する。
- (2) 応急復旧工事は、工事業者等に工事要請を行う。

第5節 広報・広聴活動

水道施設の被災情報、断水情報、応急給水情報、復旧情報については、事故対策本部において迅速かつ正確な広報・広聴活動を実施する。

1 事故対策本部の広報への情報提供

都市整備対策部は、定期的に事故対策本部に広報用情報の提供を行う。
提供する情報は以下のとおりとする。

- (1) 被災情報

- ア 施設の被災情報については、被災後直ちに行われる被災調査の結果を迅速に報告する。
- イ 断水情報についても、同様とする。

(2) 応急給水情報

応急給水地点の位置、応急給水時間、応急給水の方法等について定期的に報告する。

(3) 復旧情報

断水地域の復旧情報及び見通しについて定期的に報告する。

2 都市整備対策部による広報活動

都市整備対策部による広報は、断水地域及び応急給水拠点での広報とし、次のとおり行う。

(1) 広報車による広報

広報車により、断水地域に対し、応急給水の場所・時間・方法等及び復旧状況、復旧見通しについて広報する。

(2) 市ホームページ等による広報

断水地域及び応急給水地点においては、市ホームページ及び掲示板等を利用して、応急給水の場所・時間・方法等及び復旧状況、復旧見通しについて広報する。

第6節 関係機関への協力要請

災害の規模が大きく、都市整備部内及び本市での対応が困難な場合、近隣市町、府及び府内市町村、他府県等に応援を要請する。

1 京都南部都市広域行政圏の市町への応援要請

京都南部都市広域行政圏の市町に対する応援要請は、次の事項を明確にし、連絡体制（別図）に基づき、市長又は都市整備対策部長が実施する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

2 府内の水道事業者への応援要請

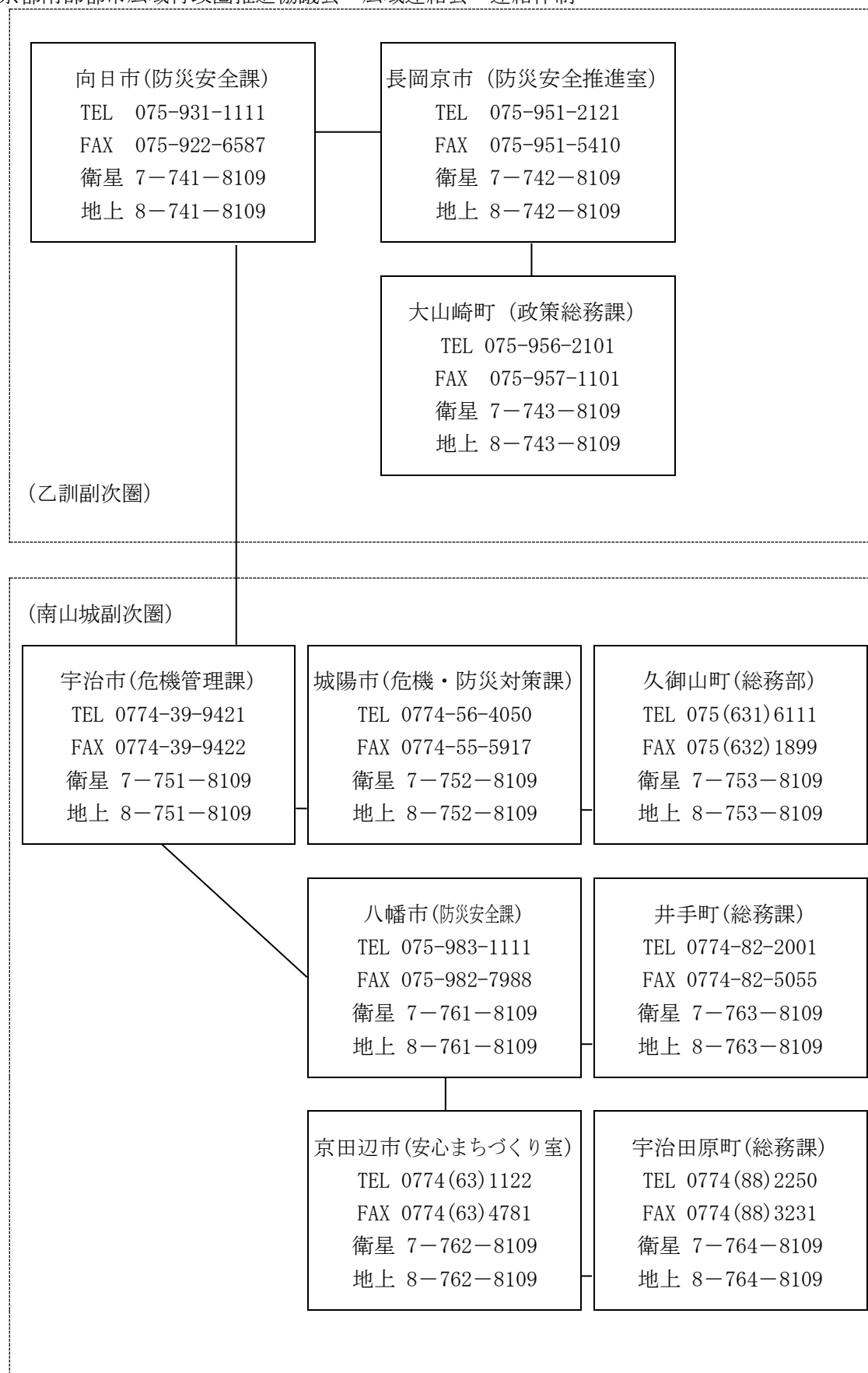
「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、次の事項を明らかにして応援要請を行う。

- (1) 災害の日時、場所及び状況
- (2) 応援を必要とする職種別人数並びに機械、器具、車両、資材等の種類及び数量
- (3) 応援場所及び日時
- (4) その他応援に必要な事項

3 府及び他府県への応援要請

京都府、他府県等への広域的な応援要請が必要な場合は、必要事項を明らかにして府へ要請を依頼する。

府は、一般対策編第2編第3章第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき応援を要請する。



第4編 災害復旧計画

広域断水事故の災害復旧計画は、一般対策編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

向日市は、関係防災機関と協力し、発生原因を考慮して、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に復旧するよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

広域断水事故発生時における水道施設の復旧は、復旧事業計画をもとに実施する。

- (1) 上下水道対策部は、被害状況により、市指定給水装置事業者、管工事業者、一般土木建築業者及び隣接市町の応援を要請し、復旧の円滑を図る。
- (2) 上下水道対策部は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

原子力災害対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

向日市においては、福井県内の関西電力株式会社 大飯発電所及び高浜発電所から 60 km以上（市役所まで両地点とも約 66 km）離れており、「原子力施設から概ね 30 km」を目安とする緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）の圏外となり、屋内退避及び安定ヨウ素剤の配布などについては、今後の国等における議論を見守る必要がある。

本市としては、国が求める原子力災害計画の策定義務はないが、国や京都府などの動向を踏まえ、向日市として取り組むべき原子力災害対策を「原子力災害から市民を守るための対応」、「原子力災害を含む災害による避難者の受け入れ体制の整備」の 2 つの柱に分類し、取り組みを進めていく。

第 2 章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力発電所事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務は、「一般対策編 第 1 編第 1 章 第 2 節」に定めるところによるほか次のとおりとする。

- 1 向日市
 - (1) 関係市町への応援
 - (2) 広域一時滞在の受け入れ
 - (3) 原子力災害情報の収集と伝達・周知
 - (4) 屋内退避の指示及び勧告
 - (5) 京都府の環境放射線モニタリングの観測結果の活用
 - (6) 原子力防災に関する知識の普及・啓発
- 2 京都府
 - (1) 広報及び教育・訓練

- (2) 通信連絡網の整備
- (3) 観測施設及び緊急時医療施設の整備
- (4) 環境条件の把握
- (5) 防護資機材及び防護対策資料の整備
- (6) 府災害対策本部等の設置
- (7) 災害状況の把握及び伝達等
- (8) 放射性物質による汚染状況調査
- (9) 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等
- (10) 被ばく者の診断及び措置
- (11) 汚染飲食物の摂取制限等
- (12) 緊急輸送及び必需物資の調達
- (13) 放射性汚染物質の除去
- (14) 時限措置の解除
- (15) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (16) 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言
- (17) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

3 関西電力株式会社

- (1) 原子力発電所の安全性の確保
- (2) 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底
- (3) 環境条件の把握及び資料の提供
- (4) 防災活動体制の整備
- (5) 防災業務設備の整備
(放射線（能）の観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等)
- (6) 連絡通報体制の整備
- (7) 汚染拡大防止措置
- (8) 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施
- (9) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置
- (10) 府及び関係市町の実施する原子力防災に対する積極的な全面協力

第2編 原子力災害対策

本市は、UPZ30キロ圏よりさらに30km以上離れているが、放射性プルーム（気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団）による低線量の被ばくの可能性があるために、「原子力災害から市民を守るための対応」を行う。

放射性プルームによる被ばくを低減化する措置としては、気密性の高い場所への屋内退避、放射線の遮へい効果の高い場所への屋内退避及び放射性プルームに遭遇する場所からの避難が有効である。

原子力発電所の事故が起こった場合は、市民は屋内退避に努め、放射性プルームの拡散状況の発表などの情報入手に心がけるものとする。

また、市も国、府からの情報などを精査して、市民へ情報提供を行い、市民の正しい避難行動に繋げる。

第1章 福井県内の原子力発電所で事故が発生した場合の対応

- 1 事故の規模や放射性プルームの拡散状況など詳細が判明し、安全が確認されるまでは、自宅などの屋内退避に努めるものとする。
- 2 授業中及び保育中に事故が発生した場合は、児童等を速やかに屋内へ退避させ、情報収集にあたるものとする。
- 3 市は、空間放射線量測定器を活用して、市内における放射線量の測定を行うものとする。
- 4 屋内退避の指示及び勧告については、国や京都府の指示により行うが、その数値に達するおそれがあると市が独自に判断した場合にも、屋内退避勧告を行う。
- 5 市は、原子力災害の情報について、国や府からの情報、独自調査の情報等を市ホームページ、広報車などを利用して市民への周知を行う。
- 6 屋内退避の指示及び勧告を行う場合は、市ホームページ、エリアメール・緊急速報メール、広報車などを利用する。
- 7 屋内退避においては、窓を閉めるなど建屋の気密性を高めるものとする。
- 8 食品の汚染等の心配がある場合は、関係機関と連携し必要な措置を行う。
- 9 安定ヨウ素剤の服用については、国及び京都府が今後定める指針等を参考にして対処する。

第2章 原子力防災に関する知識の普及・啓発と教育の推進

第1 原子力防災に関する知識の普及・啓発

市は、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に、市、国及び府等が講ずる対策の内容に関すること
- 6 コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- 7 災害時要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動
- 9 避難所での運営管理、行動等に関すること

第2 原子力防災に関する教育の推進

市は、教育機関、自主防災組織等との密接な連携のもと、原子力防災に関する教育を推進する。

第3編 広域一時滞在

東日本大震災から学んだ教訓として、他市町村へ一時的に避難（広域一時滞在）を行わなければならない事態を想定し、「原子力災害を含む災害による避難者の受け入れ体制の整備」をする必要がある。

国においても、平成24年6月の災害対策基本法の改正を行い、広域避難者の受け入れを義務付けた。よって、本市が被災を受け避難所を開設している場合などを除き、被災住民の受け入れについて京都府の原子力災害に係る広域避難要領に基づき実施するものとする

なお、この対応は原子力災害だけでなく、集中豪雨、津波などにより、市町村の避難施設が使用できない場合においても同様の対応とする。

第1 市役所機能の受入れ方針

被災市町村の市役所機能を全て本市の公共施設で受け入れるのは、施設の規模等を考慮すると難しい。

そこで、本市で被災住民を受け入れた場合に被災住民との連絡機能をはたす出張所等として、一時滞在の期間（目安として2か月を上限）を目処として、使用できる場所を提供する。

第2 被災住民の受入れ方針

- 1 仮設住宅等仮の住まいが決まるまでの間の一時的な滞在場所として、市民体育館や競輪場等の公共施設の提供を行う。

なお、受け入れ施設の管理を指定管理者が行っている場合は、非常時における対応について協定を結んでおくなど、事前に対策を講じておくものとする。

■提供場所

施設名	収容人数（面積）
市民体育館	1,600人（5,280㎡）
向日町競輪場	1,000人（2,475㎡）
永守重信市民会館	200人（827㎡）
府立向陽高等学校 体育館	250人（850㎡）
老人福祉センター（桜の径）	150人（660㎡）
勝山中学校 体育館	100人（729㎡）
西ノ岡中学校 体育館	100人（776㎡）
寺戸中学校 体育館	100人（720㎡）

*（ ）は各部屋の面積

* 中学校・高等学校については、体育館の面積を端数処理した数値

なお、受け入れ人数については、災害の規模、事前の協定等により市長が必要と判断した場合は、最大で4,000人以内（1坪2人）の人数までの受け入れを行う。

2 受入れ期間

被災者の安定した住環境の確保が急がれることから、広域一時滞在については、仮設住宅等へ移行するまでの2か月程度の期間を受入れの目安とする。

事故対策編

その他の事故対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、事故対策編で掲げる事故以外により、広域的に発生した建物の大規模工作物の倒壊に関する事故や、集団に発生する集団食中毒等に起因する事故、祭礼等不特定多数の者が集中する場所で発生する事故及び、発生のおそれがある場合は、事故対策計画及び、向日市地域防災計画（一般対策編）に基づき運用するものとする。